

令和4年第4回名寄市議会定例会会議録
開議 令和4年12月14日（水曜日）午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

書 記 石 橋 恵 美
書 記 加 藤 諒

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 説明員

市 長 加 藤 剛 士 君
教 育 長 岸 小 夜 子 君
総 務 部 長 渡 辺 博 史 君
総 合 政 策 部 長 石 橋 毅 君
市 民 部 長 廣 嶋 淳 一 君
健 康 福 祉 部 長 馬 場 義 人 君
経 済 部 長 山 田 裕 治 君
建 設 水 道 部 長 東 聡 男 君
教 育 部 長 木 村 睦 君
市 立 総 合 病 院 長 岡 村 弘 重 君
市 務 部 長
市 立 大 学 局 長 水 間 剛 君
こ ども ・ 高 齢 者 支 援 室 長 松 田 慎 司 君
産 業 振 興 室 長 田 畑 次 郎 君
上 下 水 道 室 長 佐 藤 美 香 君
会 計 室 長 鈴 木 康 寛 君
監 査 委 員 岡 川 進 君

1. 出席議員（18名）

議 長 18番 東 千 春 議員
副 議 長 11番 佐 藤 靖 議員
1番 富 岡 達 彦 議員
2番 倉 澤 宏 議員
3番 山 崎 真 由 美 議員
4番 佐 久 間 誠 議員
5番 三 浦 勝 秀 議員
6番 今 村 芳 彦 議員
7番 五 十 嵐 千 絵 議員
8番 遠 藤 隆 男 議員
9番 清 水 一 夫 議員
10番 川 村 幸 栄 議員
12番 高 野 美 枝 子 議員
13番 高 橋 伸 典 議員
14番 塩 田 昌 彦 議員
15番 東 川 孝 義 議員
16番 山 田 典 幸 議員
17番 黒 井 徹 議員

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 伊 藤 慈 生
書 記 開 発 恵 美

○議長（東 千春議員） ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しております。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（東 千春議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

1番 富岡達彦議員

5番 三浦勝秀議員

を指名いたします。

○議長（東 千春議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

町内会活動の活性化に向けて外1件を、東川孝義議員。

○15番（東川孝義議員） おはようございます。議長より指名をいただきましたので、通告に従い、大項目2点について順次質問してまいります。

大項目の1番目、町内会活動の活性化に向けて伺います。小項目の1番目、町内会と行政施策推進の関連性について。名寄市総合計画（第2次）基本目標に名寄市町内会連合会の取組として市民と行政の協働のまちづくりを基本に、自立した活力あるまちづくりを促すため町内会活動を推進していくとされております。現在は町内会連合会が主体となり、町内会長と行政との懇談会、まちづくり懇談会など定期的に開催をされております。この集まりに参加されるのは、各町内会の役員の方々であります。ここ数年の行政区ごとの参加状況並びにそこで出された意見、要望に対して行政施策にどのように反映されているのかについて伺います。

次に、小項目の2番目、町内会が抱える現状の課題について伺います。町内会とは、一定の地域に住む方々が日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、その地域に共通する様々な課題をみんな

で協力して解決し、触れ合いのある快適なまちづくりを目指して自主的に活動する組織であると理解をしております。しかし、3年前からの新型コロナウイルス感染症対応によりそれまで実施していた具体的な活動ができず、それぞれ趣向を凝らした事業が実施をされております。加えて、町内会の加入率の低下、役員の高齢化、担い手不足など、地域のコミュニティーの希薄化が懸念されます。そこで、現在の名寄地区、風連地区には幾つの町内会があり、その実態と課題などについてどのように把握されているのか伺います。

次に、小項目の3番目、今後の町内会活動の在り方について伺います。町内会への加入を当たり前のことと考える人がいる一方で、加入することに消極的な人もおります。会費の支払いや役員、班長当番の活動を考えると負担になり、特にアパート、マンションに住まわれている方への対応が課題とも言われております。ライフスタイルが多様化する現代社会では、町内会のような地域団体の必要性を疑問視する方も増えていると聞きます。地域には、個人や家庭の力だけでは解決できない様々な問題があります。例えば防火や防災の対策、交通安全の問題、青少年の健全育成、ごみ処理などの環境対策、地域の福祉に関する問題などは、行政と地域に住む人たちが協力し、力を合わせて取り組まなければ本当の解決ができないと考えます。そこで、第2次行財政改革推進基本計画における市民参加によるまちづくりの推進項目で推進補助金交付件数が成果指標として定められておりますが、その実態と、また事業の取組において職員に対しても町内会活動の積極的な参加を呼びかけたとありますが、具体的な内容について伺います。また、町内会及び市職員の町内会加入率についても伺います。

次に、大項目の2番目、令和5年度の施策推進に向けて伺います。小項目の1番目、令和5年度予算編成の基本的な考え方について。令和5年度の予算編成は、11月1日の市長訓令に基づき具

体的な作業が進められていると思います。令和5年度は、名寄市総合計画(第2次)後期基本計画のスタートの年であり、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症ははまだ市内経済や各種施策において大きな影響を及ぼしていると考えます。令和5年度予算編成に当たり4つの基本的な柱が示されておりますが、喫緊における課題並びにポストコロナを見据えた対策など、持続可能なまちづくりに向けての基本的な考え方について伺います。

次に、小項目の2番目、デジタルトランスフォーメーション、DX導入に対する行政の考え方について伺います。この後は、DXと表現いたします。令和5年度の予算編成において、国の施策に基づきDXの投資を含めた基本的な考え方が示されております。これを踏まえ、庁内にDXの推進委員会が設置され、庁内組織を横断的に議論する場としてワーキンググループも設置し、具体的な事業を含めて各種課題に取り組んでいると思います。DXの具体的な取組を進めていくことは当然重要であると考えますが、DXの定義、いわゆる位置づけ、体制、仕組み、実行プロセスなど、あるいはこの取組を進める行政の目的は何なのかを市民に分かりやすく周知をしていくことが優先されると思いますが、考え方について伺います。

次に、小項目の3番目、ハンティング用ドローンの導入に向けて伺います。近年ドローンが急速に普及したことで、その言葉を聞く機会も多くなってきました。ドローンとは無線操縦の無人機であり、一般的に知られているのはカメラを搭載した空撮用ドローンだと思います。しかし、現在は趣味で楽しむドローンから作業の効率化、人件費削減に向けて運搬用や産業用として農業散布、苗木運搬のほか、沿線、河川、索道用ドローンが使われております。名寄市でも先月コマツカスタマーサポート北海道カンパニーと災害時における無人航空機の運用に関する協定が結ばれております。そこで、猟友会の高齢化、人手不足を解消するためにハンティング用ドローンの導入に向けた考え

方について伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) おはようございます。東川議員からは、大項目で2点にわたり御質問をいただきました。大項目1については私から、大項目2、小項目1、2については総務部長から、小項目3については経済部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

まず初めに、大項目1、町内会活動の活性化に向けて、小項目1、町内会と行政施策推進の関連性について申し上げます。町内会長と行政との懇談会とまちづくり懇談会については、主催者である町内会連合会と連携を図りながら市民や地域と一体となり、今後のまちづくりにつながる有意義な意見交換の場として開催されております。町内会長と行政との懇談会への参加状況につきましては、令和2年度は72町内会のうち54町内会、令和3年度は49町内会、令和4年度も同じく49町内会から参加をいただいております。また、欠席をされた町内会長へは、資料とてんまつを送付しております。まちづくり懇談会については、令和2年度は7会場で開催をして138人、令和3年度は9会場で176人、令和4年度は同じく9会場で168人の市民の皆様に御参加いただいたところであります。各町内会や市民の皆様からいただいた御意見、御要望につきましては、可能な限りその場で回答させていただいておりますが、現地での確認を要するものについては翌日以降速やかに対応させていただいているほか、調査や検討を要するものについては、確認の取れたものから対応をさせていただいているところです。また、市のみで対応が困難な内容につきましては、必要に応じ国や道をはじめ関係機関への要請を行ってまいります。さらに、担当部による検討を行い、対応が可能な取組については反映できるよう努めているところであります。

次に、小項目2、町内会が抱える現状の課題に

ついて申し上げます。現在の名寄地区における町内会は59、風連地区は13の町内会組織が活動をしております。令和2年度には、町内会の現状と課題を把握するために町内会運営に関するアンケート調査を実施しました。主な課題として役員の担い手不足や高齢化のほか、未加入世帯の増加などが挙げられておりまして、加えて昨今の少子高齢化が進展している状況からも町内会の運営が今後さらに難しくなっていくことが懸念されております。そのような状況に対しまして、令和3年度から町内会課題解決アドバイス事業を実施しておりまして、相談のあった町内会へ課題解決に向けたアドバイスを行わせていただいております。また、アンケート結果から会長などの役員がほかの組織との充て職が多く、会議出席の負担が大きいとの課題が明らかになっております。これらの会議に出席を求められている町内会長の負担軽減の観点からも、名寄市総合計画（第2次）後期計画の中で地域連絡協議会やコミュニティ・スクールなどとの連携や事業の見直しなどを進めてまいりたいと考えております。

次に、小項目3、今後の町内会活動の在り方について申し上げます。住みよいまちづくりを進め、地域の課題を解決していくための基本的な考え方を定めた名寄市自治基本条例では、市民は自らの意思により主体的にまちづくりに参加するべきとされております。職員も一市民として積極的にまちづくりに参加すべきであり、庁議をはじめとした各種会議、新規採用職員の研修において町内会加入及び町内会活動への参加について呼びかけを行っております。町内会及び市職員の町内会加入率については、町内会全体の加入率としては72.38%、市職員の町内会加入率は令和3年に実施した調査において80.6%となっております。市職員の役割として、まちづくりの専門スタッフとしての自覚を持つこと、まちづくりにおける市民相互の連携が図られるように努めることが規定されておりまして、市民と行政の協働のまちづく

りを進める観点からも積極的な加入や活動への参加が必要と考えております。職員自ら町内会役員などを担い、地域活動に積極的に参加していくように今後もあらゆる機会を捉えて町内会活動の参加を呼びかけてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） 私からは大項目2、令和5年度の施策推進に向けての小項目1及び小項目2についてお答えします。

初めに、小項目1、令和5年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。令和5年度の予算編成については、11月1日付で各部局に市長訓令及び予算編成資料提出についての事務連絡を周知いたしました。本市の財政運営には、社会保障施策に要する経費の増加や老朽化が進む公共施設、公共インフラへの対応、新型コロナウイルス感染症対策など多くの課題が山積している状況であり、また歳入では物価高騰に起因する景気の下振れなどによる市税収入や地方消費税交付金などの各種交付金への影響が懸念されるなど、決して楽観視できる状況ではないと認識しております。一方、行政を取り巻く状況は、デジタル技術を活用した事業が加速的に展開されていくなど過去に例のないスピードで変化しております。本市においても、これら時代の変革と多様化する市民ニーズに対して早急かつ的確に対応していかなければならないものと考えております。このような状況から、令和5年度予算編成に当たっては、総合計画、総合戦略の具現化、デジタルトランスフォーメーションに向けた施策の取組、ポストコロナを見据えた事業の推進、持続可能で健全な財政運営の維持の4点を基本的な考え方とし、全職員一丸となって予算編成に当たるよう指示があったところであります。令和5年度予算は現在各部署からの要求についてヒアリング、査定を行っているところであり、現段階では申し上げることができませんが、限りある財源を重点的かつ効果的に活用

し、市民の安全、安心な暮らしを支えていくようしっかりと議論してまいります。

次に、小項目2、デジタルトランスフォーメーション、DX導入に対する行政の考え方について申し上げます。国は、デジタル社会の到来やコロナ禍の対応を踏まえ、令和2年12月にデジタルガバメント実行計画及び自治体DX推進計画を策定し、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指していく方針を示しました。また、昨年9月にはデジタル庁を発足し、制度や組織の在り方などをデジタル技術やデータを活用して変革していくデジタルトランスフォーメーション、DXを強力に推進しています。本市においても、今年度DX施策を横断的かつ計画的、効果的に推進する組織として庁内にDX推進組織委員会のほか、下部組織としてワーキンググループを設置し、本市におけるDX事業推進のため様々な取組を検討しております。御質問のあったDXの定義ですが、本市としてはデジタル技術を活用して、住民本位の行政や地域社会などを再構築することと考えているところです。現在社会において様々な課題がある中、行政の役割も複雑化、多様化しております。市民の利便性や市民福祉の向上に寄与するため、あくまでもデジタルは目的ではなく、手法の一つとして活用してまいります。また、実行プロセスについては、現在行政内部にどれだけの業務量があるか現状を把握するため、分析調査を実施しております。本調査結果を踏まえ、重複している業務の解消や労働時間の短縮、効果的で効率的な業務の推進を図り、全体の業務改善につなげてまいります。DX施策推進の最大の目的は、デジタル技術を活用して地域の強みや新たな価値観を取り入れるとともに、行政の効率化や市民生活の質の向上、地域経済の活性化など、市民の皆さんが様々な場面でデジタル化による恩恵を受けられ、誰一人取り残されない共生社会を実現することです。今後におきましても、折に触

れDXに対する理解が得られるよう市民の皆さんに分かりやすく周知してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) 私からは小項目の3、ハンティング用ドローンの導入に向けてについてお答えいたします。

ドローンにつきましては、議員がおっしゃるとおり、農林業や防災など様々な分野で活用され、狩猟においても獲物の把握や追い込みなどで安全性や効率性の向上への効果が期待されているところでございます。有害鳥獣対策におけるヒグマに対するドローンの活用については、北海道において令和元年度から3年間ICTを活用し、夜間や市街地周辺で効果的にヒグマを発見し、追い払う技術の実証事業に取り組まれております。その中で、ヒグマの搜索として熱赤外線センサーによる動物から熱を感知し、ヒグマを見つける調査では、日の出前の早朝など比較的涼しい時間帯では動物の熱が強く感知できるものの、名寄市においても特に出没が増えます6月から8月では木々が茂り、地表の温度上昇の影響から動物の判別が困難であることが報告されております。また、ヒグマの追い払いとしてスピーカーからの犬のほえる音声で追い払いができるなど一定の効果も報告されているところであります。導入における課題としましては、ヒグマ用搜索用ドローンの導入には高度な操縦技術、飛行計画をつくれる人材の確保が必要であること、ドローンなどの機材導入経費が高額なことなどの課題も報告されているところであります。今後につきましては、ドローンの導入につきましてはまだ課題が多い状況ですが、ヒグマ対策での安全性や効率性の向上を図る上でICT機器の導入は有効な手段の一つであることから、引き続き国や道、先進自治体の動向などの情報収集に努めながらデジタル技術の活用を図ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） それぞれ御答弁をいただきました。改めて再質問させていただきたいと思います。

町内会活動の活性化に向けてということで、町内会と行政施策推進の関連性、町内会と行政との懇談会、令和2年、3年、4年、それぞれ参加町内会54、49、49というふうなこと、それからまちづくり懇談会、令和2年が138人、3年が176人、4年が168人と。町内会と行政との懇談会、参加できなかった町内会、72町内会ということで後段説明いただきましたけれども、欠席したところには資料とその内容のてんまつを送付して、それぞれお伝えをしているというふうなことで御答弁をいただいたかというふうに思います。1点目の部分については、そういう形の中で理解をさせていただきます。町内会が抱える現状の課題というふうなことで、非常にこれ、先ほど御説明にもありました令和2年度のアンケート調査、これも自分も確認もさせていただいております。非常に町内会に役員の担い手不足だとか加入率の低下というふうなことで、現在名寄地区に59、それから風連が13、合計72町内会というふうなことで御説明をいただきました。今お話もさせていただいたように、やっぱり町内会の未加入世帯、これの増加、それからその役員の担い手不足、これは本当にアンケート結果からも分かるように、多くの町内会が抱えている現状の問題なのかなというふうに思います。そこで、先ほど御答弁にあったのですけれども、令和3年度から行政において町内会活動の課題解決アドバイス事業というのが先ほどお話、答弁であったかと思えますけれども、この方というのは町内会の課題を、先ほど担当職員と一緒に考えて、課題解決を図る事業というふうに認識をしているのですけれども、具体的にではどこが窓口になって、誰に相談をすればその手続、あるいはアドバイスを受けることができるのか、その内容についてお聞きをしたい

というふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 今町内会のアドバイス事業についての詳細ということで御質問いただきました。お話しのとおり、令和3年度から実施しておりますこの事業なのですけれども、窓口としては総合政策部の地域課題担当が窓口となっております。イコール町内会連合会の事務局を併せて担わせていただいているところとなっております。内容の詳細につきましては、例えば若い世代を取り込むイベントの企画提案であったりとか、行事組織の見直し、役員業務引継ぎ書の作成のお手伝いであったりとか幅広い情報発信方法の提案など町内会の現状や今後を見据えて担当職員がお話しのとおり一緒に考えていくものという位置づけでやらせていただいております。事業内容や申込み方法などについては、各町内会に、文書なのですけれども、文書で御案内をさせていただいているところであります。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 実際に担当されるのが総合政策部地域課題担当という、実際の町内会のいろんな業務に携わっている。今相談の内容については各町内会宛てに御連絡を差し上げているというふうな、ちょっと自分も町内会の役員担当させていただいているのですけれども、正直言って今回これを質問するに当たって調べて、会長にお聞きをしたのですけれども、来ていますよと。一人で預かっているような感じで、恐らくその辺が、各町内会長にお伝えはしていると思うのですけれども、できればこの内容、こういうふうな形で相談ありますよというふうなことを広報か何かでもお知らせをいただくことによって会長だけの懐に入らない、もう少しみんなにお伝えができるような何か手法も改めてちょっと御検討をお願いをしたいなというふうに思います。

一番抱える現状という中では、先ほど町内会の

加入率の問題、御説明、答弁をいただきました。実績が72.38、それから市職員が80.6ということで、職員の方も専門職員として協働のまちづくりに積極的に参加をするようにいろんな施策をやっているというふうなことでお話がございました。それで、昨日、おとといと後期計画のお話の議論をさせていただきましたけれども、第2次の中期計画の中で市民主体のまちづくり推進ということで、そのときの成果指標、町内会の加入率、2017年が77.98、目標値の2022年度は78.5という目標で設定をされたと思うのですが、実績が今、これ2021年ベースだと思うのですが、72.38というふうな状況で先ほど答弁いただきましたけれども、これをどういうふうに捉まえているのか改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 石橋総合政策部長。

○総合政策部長(石橋 毅君) 今お話しいただいたとおり、KPIという部分でいうと厳しい結果となっているところであります。令和4年度の目標値を78.5としてこれまで取り組んできた中での成果としてはお話しのとおり72.38というところになってしまったということがございます。一応我々としてもただ下がったのを受け止めるだけではなくて、分析をしなければいけないということで、これ実は倉澤議員とのやり取りの中でも一部お話をさせていただきましたけれども、現状、これは長い期間をかけて急にそうなったわけではなくて、長い時間をかけて、名寄市の世帯構成の関係が大きく少しずつ変わってきたということで、現状2万6,000の人口に対しての世帯数が1万4,000以上ということで、1世帯当たり割り返すと1.83という、ある意味単身世帯が多くなってきているということと、あと時代背景として共働き世帯が多くなってきているということで、なかなかコミュニティ活動に関わることが難しくなっている世帯も増えてきているのではないかとこのように分析していると

ころ、それから先ほどの世帯の関係もあって、アパート、マンション、やはり住む単身世帯が増加していると。様々な要因が考えられて、しっかりと分析を基にこの層に対してどうアプローチしていくのかというところがこれからの課題なのだろうということで、これからやっぱり小学校区を単位とする集まりの中で、このコミュニティの中で地域で子供を育てるといったような、そういったこともぜひ、しっかりと我々も提案させていただきながら取り組んでいけたらなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 非常に当初の目標より大きく下がっていると、しっかりと分析をされているというふうな御答弁でありました。中期計画の基準値よりも大幅に下がっている。基準値そのものを後期計画の中では77.98から73.7ということで4.8%基準値も下がって、目標値も4.3%というふうなことで、やはり今後町内会の加入率をいかに上げていくのかというのは非常に大きな課題だと。今部長のほうから共働き世帯だとかあるいはその単身世帯、非常に多くなっているというふうなお話ありましたけれども、今までの流れではなくて、今お話ありましたコミュニティ、要するに学校単位だとか、何か仕組みを変えないと、今までの流れでいってもなかなか加入率を上げていくというのが難しいのかなと。昨日、おとといの中でもちょっとやり取りありましたけれども、2017年の中期計画のときの人口を世帯で割ると1.96人、今回2021年度1.86人、やっぱり減っているのです、1世帯当たりの人数というのは。ですから、その辺の、今御説明にもあったのですが、やっぱりどうも今までの流れではなかなか加入率を増やしていくというのは難しい課題なのかな。これは行政だけで当然できるものではないと思いますけれども、各町内会にいろんな形の中の働きかけという

のは今以上に重要になってくるのかなというふう
に考えております。先ほど町内会と加えて市職員
の加入率が80.6%ということで、非常に私そ
ういう面ではかなり加入率高いのだなと、もっと
上げてほしいなという気持ちもありながら、80.
6%ということで、それぞれの目標値よりも上回
っているということで、市職員の方で先ほど専門
職として協働のまちづくりに積極的に参加をする
呼びかけをしているのだよというふうなお話もい
ただきましたけれども、実際市の職員の方で町内
会の役員なり、行事に積極的に携わっている方も
多くいるのは自分も拝見をさせていただいており
ます。先日、10月31日、防災について各町内
会で事務局担当者交流会というのがあったのです
けれども、その中に「あれ、今日はどうしたの。
休みなの、平日なのに」と言ったら、有給取って
参加しましたと。すごくそういうふうに一生涯
やっていただいている職員の方もいらっしゃる
というの御報告もさせていただきたいなと。私が
言いたいのは、やっぱり市の職員がいろんな町内
会の役員なり、そういう行事に参加をすると。今
これから加入率だとかいろんなものを上げていか
なければならないという取組の中で、なかなか改
まってお話をするというのは、人との話して難し
いと思うのです。ですから、そこに入り込むこと
によって、あるいは役員になること、あるいは町
内会に入ることによって通常の会話の中で問題だ
とか課題だとか、そういうのを話し合えるのでは
ないのかなというふうに思っております。今80.
6%ということでお伺いしましたけれども、行政
職員の町内会活動の積極的な参加という中では、
さらにこれを高めていくために今考える手法等
について改めてお伺いをしたいというふうに思いま
す。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） ここについては
なかなか、町内会に入るといことはこれは基本
的に全員が入って、しっかりとコミットするべき

だというふうに私は思っています。その中で役員
を担うかどうかといった部分については、実はず
ちの市の職員もいろんな方面、例えばスポーツ団
体だったり、いろんなところで主要な役割を担い
ながら各方面でやっぱり活躍していただいている
職員も多数います。そんなことも含めて、何かし
らの形でしっかりとやっぱり地域のコミュニティー
の中で活躍、入っていくということが非常に大
切。その中でよりよい地域づくりをするために大
切なのは、地縁の組織である町内会というのは重
要な役割であり、自治基本条例でもそういう位置
づけで書かれておりますので、しっかりとそこ
についてはコミットするように、まず自治基本条
例も含めて職員にまちづくりの基本となる考え方
というのをしっかり理解をしていただくということ
と、理解をするというよりもそこをきちっと受け
止めて、自覚を持っていただくというところが非
常に大事になってくると思いますので、しっかりと、
ただ形だけで加入しなさいということではなくて、
本質的なところを理解していただくという
ところをやはりやっていかなければならないかな
と思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 今言われたように、
まずしっかりそこに加入をするというのが本来の
目的、そこからいろんなものに波及をしていく。
役員の担い手の問題は、今部長言われたように、
ほかのいろんな団体との兼ね合い等もあるので、
それは一概には言えないのですけれども、やはり
ここを上げていくことが全体の底上げにも、ある
いは地域とのつながりも深めていけるのかなとい
うふうに思いますので、ぜひその辺の手法、再度
お願いをしておきたいというふうに思います。

先ほど壇上でもお話しさせていただきましたけ
れども、町内会の役割という関係では、地域の福
祉の推進というのも非常に大きな事業の一つだ
というふうに思います。その中で町内会のネットワ
ーク事業、特にコロナ禍の中、このネットワーク

事業が通常の運営はできていないというお話を伺っておりますし、自分でいえば担当している町内会でも通常の形のものができていないと。それは、趣向を凝らしながらやっているというふうな活動だというふうに理解しているのですけれども、現在町内会のネットワーク事業の参加町内会数、先ほど72ということでありましたけれども、基準値の2017年がたしか56町内会、2022年には72全部、全町内会がこのネットワーク事業に参加をするというふうな目標値になっていたと思うのですけれども、この実態についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) ただいま東川議員からは町内会ネットワーク事業の参加、町内会数について御質問がございました。令和元年度には53町内会でございます、令和2年と令和3年度につきましては手元にあるのは52町内会、基本事業を実施していただいている町内会がそれだけあるというような状況となっております。

以上でございます。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) ごめんなさい。しっかり聞き取れなくて、元年が53で、令和2年、3年が52ということですね。ということは、令和4年度のものはまだ実態としては出ていないから、今の数字はそういうことだということですね。理解をしました。

それで、馬場部長の管轄、あるいは実際に運営されているのは社会福祉協議会、その中身については十分自分も理解はしているのですけれども、やはりこれは非常に大切な事業の一つだというふうに認識をしているのです。ですから、運営は社会福祉協議会としても健康福祉部との非常に関連が深い事業だと思いますし、先ほどお話をさせていただいたとおり、町内会ネットワーク事業、やはり2022年度には全町内会がここに加入をしていきますよというふうな形の中で、今53、5

2という町内会のお話をいただきましたけれども、その状況について今後どういうふうな対応されていこうとしているのかちょっと改めて考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) ただいま御質問いただきましたが、特にコロナ禍というところの部分で、私も役員させていただいておりますが、特に落ち込んでいるのが世代間交流の事業でございます、令和元年度には47町内会が参加していただいていたところでございますが、令和2年度に14町内会、令和3年度がちょっと盛り返しまして、24町内会ということで、やはり集まって何かサロンを開くとか、世代間の方々とのやり取りをするというのがかなり厳しいというような状況が見えてきているというふうに思っております。健康福祉部といたしましても社会福祉協議会さんとやり取りさせていただきながら、町内会を基盤とした住民の支え合いをどのようにしていくかということで現在予算のやり取りもさせていただいているところなのですけれども、新年度に向けてどのようなやり方がいいかということ等も協議をさせていただいているところでございます。現在社会福祉協議会さんのほうでは、議員もよく御承知のとおり、こんにちはレターだとかまごころマスクということで、集まれないのですけれども、それぞれの対象の高齢者の方々のところに個別に回って歩いて、安否確認も含めた形で役員の方や福祉委員の方々が回っていただくというような活動もさせていただいているところでございます。そういったような中身で、感染予防しながらどのような形で町内会活動とリンクしていけるかどうかというようなことを現在協議中でございます、新年度には一定の形でまたお示しすることができればなということで現在協議しているところでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 当然コロナ禍の中で世代間交流だとか、非常に大切な事業が集まることができないということは十分理解をいたします。ただ、こういうコロナ禍だからこそやっぱりこのネットワーク事業というのは非常に重要なウエートを占めていると、大切な事業だというふうに思うのです。皆さんそれぞれ今事業をやっているところはいろんな工夫をしながら、今部長が言われたように、こんにちにはレターだとかまごころマスクだとか、定期的にそこ社会福祉協議会の毎月の新しいものを使いながら活動している町内会もあるというふうに思います。今令和5年度の予算編成というふうなものに向けてというふうなお話あります。ぜひこれは全町内会、本当に72の町内会がそこに全部加盟をして活動していくような、やっぱりそのためのフォローだとか支援をしっかり改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

町内会活動のほうに戻りますけれども、非常に先ほどから活動が難しくなっている、あるいは役員の成り手不足というふうなこと、加入率の低下だとかというお話もさせていただきましたけれども、やはり先ほど石橋部長もお話ありましたコミュニティーという関係では、学校区単位で地域連絡協議会、これ発足をしてやっていると思うのですけれども、実際にどうも地域連絡協議会も一定の部分の活動だけというふうな、何か横の広がりというか、つながりが、地域連絡協議会も学校区単位といいながら実施されている協議会、全然活動がされていないという、私の認識不足なのかもしれない。その辺の実態についてどういうふうな受け止めているのかちょっとお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） 地域連絡協議会活動についてですけれども、やはりその地域、地域での事業の組立てだったりという部分ではなかなか難しいところもあるのだと認識しております。

ただ、しかしながらやはりうまくいっている好事例がありますので、そういったことを横展開しながらみんなで楽しんでいただけるような、そんな事業を横展開をぜひしていきたいと思っておりますので、好事例の部分については引き続き一生懸命支援させていただきながら、そしてそれがさらに広がっていくようなところもさらに力を入れながら支援して、同じような空気感の中で皆さんにひとつ楽しんでいただけるようなイベント等も含めて展開していけたらなと思っておりますので、おっしゃるとおり、いろいろ凹凸あるでしょうけれども、しっかりと横展開させていこうというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） せっかくなつくった地域連絡協議会、これますますこれから重要になってくるのかなというふうに思いますので、今部長から御答弁ございました。好事例、よい形で軌道に乗っている、そういうところ、さらに枠組みを広げていただければなというふうに思います。改めてお願いをしておきたいと思えます。

町内会の活動活性化という部分で最後にちょっと加藤市長にお聞きをしたいというふうに思います。先ほど石橋部長のほうからも令和2年12月に町内会の運営に関するアンケート、私も改めてその中を見させていただいた。町内会活動で特に重要だと思う活動は触れ合い活動、環境美化活動、高齢者福祉活動、防災活動、広報紙の配布や回覧板等の情報伝達、青少年健全育成というふうなことで、町内会の重要だと思う活動という形の中でそれぞれ計上されております。ただ、先ほど来お話をさせていただいているとおり、町内会を運営していく上での課題という面では役員の担い手不足、高齢化、固定化、それに加えて未加入世帯の増加というふうな課題が挙げられております。行政の施策を進めていく上で、自分としてはやはり町内会の活動はまさに原点ではないのかなという

ふうを考えております。先ほどやり取りの中で、1世帯当たりの人数が減っているという御答弁もございました。一方では、高齢化率もこれも当然、この10年間を見ると5.5%もアップをしていると。当然核家族化みたいな現象というのは、非常に顕著に現れていると。これらを総合的に課題を解決していくにはやっぱり、先ほど部長もちょっとお話しいただいたかもしれないですけども、一定の取組のプロセス、今までと同じではなくて、ある一定の、違う形の取組のプロセスが必要ではないのかなというふうに思っておりますので、加藤市長、この辺の見解についてお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 加藤市長。

○市長(加藤剛士君) 町内会の活動というのは、最も地域の身近なコミュニティーということで、ある意味で自主活動組織であります。この活動が地域の、市民の皆さんのまちを思う気持ち、地域を思う気持ちにつながり、それがアイデンティティーとなって、まちの活力につながっていくと。極めて重要な組織であるというふうには私たちが認識をしているところであります。特に今12月から民生委員さん、一斉改選しましたけれども、実質的には推薦委員さんが推薦するというところですけれども、実際のところはそれぞれの町内会で推薦をいただいて、民生委員さんも出しているというふうなことでありますので、自主活動組織であるけれども、我々としても欠かせないまちづくりの協働のパートナーであるということでもあります。特に先ほどお話しいただいたとおり、最低のセーフティネットというか、見守りだとか防災だとか、こういったことにおいて地域の町内会の面的活動というのは我々がなかなか目が届かない共助の部分において大変重要であるというふうに認識をしております。一方で、それぞれ今町内会によってもいろんな温度差や力等の差も出てきている中で、あくまでも自主活動組織でありますから、我々はそうした相談をしっかり受

け止めて、できる改善はしていかなければならないというふうに思っておりますので、引き続きしっかりと町内会とも連絡を取りながらできる対応していきたいと思っております。

また、先ほど来ずつと言われていたとおり、やっぱり社会の世帯や働き方が大きく変わっていく中で、町内会がどうしても今まで担っていた特に社会教育みたいな活動はなかなか町内会でも担っていけない。そうしたところのもう一つの受皿として今コミュニティ・スクールを全地域に配置をして、これをさらに進めていきたいという考え方があります。今まで町内会でやっていたところ、なかなか難しいところに関しては、そうしたコミュニティ・スクールだとか、あるいは別のそうした重層的なコミュニティーの組織の中で地域の活動をしかりと担っていくということもやっぱり仕掛けとしては必要なのではないかとこのように考えているところでございます。いずれにしても、町内会の重要性をしかりと鑑みて、そこに対してできることをしかりとやっていきたい。その先にそうした様々な重層的な組織の在り方についてもさらに深掘りをして、地域のコミュニティーがさらに盛り上がっていくように我々としても汗をかいていき、提案もしていき、よりまたコミュニケーションを町内会でも深めていって、さらにコミュニティー力を高めていきたいというふうに考えております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) 町内会活動、自主的な活動組織であるということは十分認識をしながらも、やはり今市長お話しいただいたように、現状が大きく変わってきているという中では行政でのいろんな面でのある面ではサポートも十分していただけるというようなお言葉だったと。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

時間がなくなってきましたので、DXの件について、手法だとかというふうなことで、これ要す

るに、先ほど御答弁いただいたのはあくまでも目的ではなくて、DXについては手法の一つでありますよ。市民全員に恩恵を受ける、あるいは分かりやすくするための手段であるというふうなことでお話を受けました。ただ、どうもDX、デジタルトランスフォーメーションって何と言われたときに非常に、全体の枠組みとしては理解はするのですが、何をやろうとしているのかというのが正直言って市民の方に私自身もまだしっかり説明ができないのですが、改めてこれ今総務部長がお話いただいたことを市民の方に広くお伝えをしていくという手法の中で、今後どういうふうな手法でやられるのかちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 渡辺総務部長。

○総務部長（渡辺博史君） DX施策の周知の方法という形なのだろうと思いますけれども、実は今年度高齢者向けのスマホ教室なんかを開催しているところでありますけれども、そこでアンケートなんか取ったりしているのですが、このスマホ教室をどのようなところで知りましたかという質問したところ、半数以上の方が広報で知って申し込んだという回答をいただきました。デジタルに不慣れな方、みんながそうではないかもしれませんが、そういう方にとって広報は特に有効な手段だと考えておりますので、広報を使いながら周知していきたいと思っています。また、実は出前トークのメニューにもなっております、実は実績はないのですが、そういう形で町内会なりで申し込んでいただければ、市の取組などもお話しすることもできるのかなと思いますし、また外部の人材といいますか、もいまして、これまでも町内会の部分ですとか様々な場面でお話、講義、講演といいますか、させていただいているところでもありますので、そういう形も今後していきたいと思っておりますし、あとは様々な場面、それ以外も各会議だとか、そういう場面で周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 東川議員。

○15番（東川孝義議員） 広報で知ったというふうなことで、なかなか言葉自体が先にあって、入り込めないという印象、部分というのも結構あると思うので、今総務部長のお話にあったように、それは1回だけに限らず、DXというのはこういう形ですよ。行政の中でこういう目的で、こういう形に入って行くのです。だから、DXという言葉だけがどんと出ているものだから、デジタルトランスフォーメーションって何なのだとおっしゃったときになかなか入っていきづらい。だから、そんなに難しいことではないのだけれども、言葉自体がそういうふうな表現、これは使わざるを得ない言葉なのですけれども、ぜひそういう面では1回だとか2回に限らず、いろんな施策を進めていく上でもこれがDXの取組の一つですよというふうな部分のお話もしていただければなというふうに思います。これは、お願いをしておきたいと思っております。

ドローンの関係、お話先ほど聞きました。当然高度な操作技術だとか、あるいは機材が高いというお話を聞きました。ドローンの操縦ですが、恐らく山田部長御存じ、今年の12月5日から国家資格に、予定ですよ。恐らくなると思うのです。今後はドローンを操縦する場合には免許を取得するというのも非常に大切……それが必要になってくる。たまたま名寄にはそれを取る場所があるのです。ですから、先ほど安全性だとか効率性というふうな形のものもあったと思うのですが、ぜひ資格の取得だとか、そういうのに向けてちょっと新たな施策を検討していただきたいなど。ドローンの導入というのは、非常に高額のお金がかかるというの、その目的に必要であれば高額のお金がかかるというふうなものも十分存じておりますけれども、先ほど言ったように、猟友会の方というのは非常に年齢も高くなってきているというふうなこともあるので、やっぱりそう

いうの方たちのため、あるいはほかのことも含めてなのですけれども、ドローンの資格取得に向けて助成だとかという考え方があれば、再度ちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○議長(東 千春議員) 山田経済部長。

○経済部長(山田裕治君) ドローンの資格取得の支援ということでございますが、ここまず狩猟に関わる部分のドローンの導入に関しては、先ほど答弁させていただきましたとおり、まだ実効性といいたいまいしょうか、うまく活用できるのかというところを、今おっしゃられたとおり、当然資格が必要だということもございますが、それに加えて操縦技術といったところも必要になるというふうなところで、一定程度の課題があるのかなというふうに考えております。ただ、これ農業分野のほうにおきましては、ドローンの活用というものが非常に進んでおまして、この資格取得に向けての支援については、農業の施策ではございますけれども、一定程度準備をしているというふうな、検討しているというふうなところもございますので、分野、分野によって必要性ですとか普及の度合いといったものを見ながらそこは今後研究していきたいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(東 千春議員) 東川議員。

○15番(東川孝義議員) ドローンも猟友会というのは道外では、もう今日時間がないので、お話しできないのですけれども、かなり実際に使われているところもありますので、そういうところも参考にいただきながら、この資格取得だとかと、それで農業の部分は十分理解はしていますけれども、猟友会のほうの部分についてもぜひ御検討いただくことをお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長(東 千春議員) 以上で東川孝義議員の質問を終わります。

教職員の働き方改革と部活動の地域移行について外1件を、山崎真由美議員。

○3番(山崎真由美議員) 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従い、大項目で2点質問をさせていただきます。

最初に、大項目1、教職員の働き方改革と部活動の地域移行について、小項目1、時間割に着目した教職員の働き方改革についてお伺いいたします。学校教育法施行規則で定められた中学校標準授業時数は年間35週、週5日、175日、1,015時間とされていますが、名寄市内の中学校では通例として1学年及び2学年で年間41週、週5日、205日程度の授業日が設定されているため、余剰時数が生じている状況にあります。時間割に着目した取組として、この余剰時数を活用し、平日の部活動開始時間を早める日を設け、併せて生徒の下校時間を早めることができれば、放課後の時間に余裕を生み出すことができると考えます。その結果、生徒の活動を保障しつつ教職員の働き方改革の実現に一步前進できるものと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、小項目2、部活動の地域移行に対する取組の状況と今後の展望についてお伺いいたします。今年度スタートされたNAYOROSTAイル部活動改革の取組状況について、地域指導者による部活動指導の状況や部活動指導に対する地域連携、競技団体連携の状況についてお伺いいたします。また、部活動指導に対する地域指導者と教職員間の連携調整はどのように行われているのかについてもお伺いいたします。さらに、令和8年度から開始が予定されている部活動の地域移行について、今後を展望する上で地域指導者の身分保障と謝礼等に関する考え方についてお伺いいたします。

次に、小項目3、合同部活動の取組と広域連携についてお伺いいたします。生徒数減少や指導者不足等の理由により1校で成立しない部活が出てきています。この実態を踏まえ、生徒の活動欲求を尊重し、複数校による合同部活動が展開されています。名寄市における状況についてお伺いいたします。また、今後は近隣市町村との広域連携に

よる合同部活動も視野に入れる必要があることから、考え方についてお伺いいたします。

次に、大項目2、命と暮らしを守る高齢者支援について、小項目1、高齢ドライバーの運転免許証返納についてお伺いいたします。高齢ドライバーによる交通事故の痛ましいニュースがテレビや新聞等の報道で伝わってきます。そのたびに地方においては背景にある生活環境実態が課題として取り上げられ、運転免許証を返納し難い実態が語られます。名寄市においても地域の公共交通が減便、縮小される中、高齢者の足の確保は大きな課題となっています。事故を回避し、命を守るための具体的施策が必要であると考えます。行政としてどのような手だてを講じていくのかお伺いいたします。

次に、小項目2、高齢者等の通院や買物等における移動手段確保の方法についてお伺いいたします。地域の状況に即した公共交通の確保策については検討が進み、来年度実証実験を行う意向も伝えられています。しかし、通院や買物と生命維持に直接結びつく移動に必要な支援は、早急な手だてを求める声が聞こえてきます。隣の市では、放課後の習い事への移動手段としてタクシーを利用する子供たちに1回の利用料金を100円とする実証実験が開始されたとのことでもあります。高齢者等の通院や買物等における移動手段の確保策として、有効な具体策を実証実験として速やかに行うことが望まれますが、具体策についてお伺いいたします。

次に、小項目3、ごみ出し支援についてお伺いいたします。風連地区におけるごみ収集は、ステーション方式により行われています。町内会の御協力もいただきながら一定のルールの下、安定した取組が行われていると考えます。しかし、一方で高齢化が進んだ昨今、高齢者世帯ではごみステーションまでのごみの搬入が負担になってきている実態も見てとれます。本市における高齢者等ごみ出し支援の実態についてお伺いいたします。ま

た、ごみ出し支援のさらなる充実に向けたお考えについてもお伺いし、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 山崎議員からは、大項目で2点御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2の小項目1と小項目3は市民部長から、小項目2は健康福祉部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

まず初めに、大項目1、教職員の働き方改革と部活動の地域移行について、小項目1、時間割に着目した教職員の働き方改革についてお答えいたします。学校における授業時数は、国が学習指導要領で示している各教科等の内容を指導するのに要する時数を基礎として、学校運営の実態などの条件を考慮し、学校教育法施行規則で教科等ごと、学年ごとの標準授業時数を定め、学習指導要領で年間の授業週数を定めており、例えば中学校であれば標準授業時数1,015時間、年間授業週数35週とされております。また、特別活動のうち学校行事及び児童生徒会活動については、標準授業時数には含まれていないことから、それらの内容に応じて適切な授業時数を充てるのが学習指導要領に示されているところです。そのため、各学校においてはこうした授業時数の定めを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら児童生徒、学校、地域の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定め、適切に配当する必要があります。このようなことから、本市の各小中学校においても定められた標準授業時数を下回ることはないよう児童生徒の実態等を踏まえて時間割を編成しているところであり、本市の中学校においては各校で多少の多寡はあるものの、毎年度年間約205日程度の授業日を設けているところです。具体的な時間等についてお話をさせていただきますが、中学校で年間の授業日を205日、毎日6時間と仮定して計算した場合、総授

業時数が1,230時間となります。ここから標準授業時数の1,015時間と学校行事として必要な約40時間、さらに児童生徒会活動や進路相談、教育相談、中体連などによる実質約100時間を差し引くと、約75時間が余剰授業時数となります。議員からのこの余剰授業時数を活用した働き方改革への御提案がありますが、余剰授業時数は、自然災害や感染症等による学校の臨時休業など突発的に学校を休業せざるを得ない状況時に備え、児童生徒がゆとりを持って学習できるよう一定程度の時数の確保は必要であると考えております。特に近年ではコロナ感染による臨時休業に余剰授業時数を充当しており、標準授業時数の確保に向け懸命に学校運営に当たっている状況で、決して余剰授業時数に余裕があるとは言えない状況であることを御理解願います。教職員の働き方改革については、大きな課題であると捉えております。今後においても様々な御提案なども参考に各学校の実情に応じた取組を進めてまいりたいと考えておりますので、お力添えをお願いいたします。

次に、小項目2、部活動の地域移行に対する取組の状況と今後の展望についてお答えいたします。まず、地域指導者による部活動指導の状況についてであります。現在名寄中学校では柔道部3名、名寄東中学校では柔道部2名、剣道部2名、スキー部4名、バスケットボール部3名、風連中学校では剣道部5名、卓球部6名、バレーボール部5名、智恵文中学校ではスキー部2名、合計30名の地域指導者の方々が部活動指導員並びに特別部活動指導員として部活動の指導並びに中体連等の大会時の指導に当たっていただいております。

次に、部活動指導者に対する地域連携、協議団体連携の状況についてであります。10月31日に競技団体やスポーツ団体、中学校の管理職、PTAなどの皆さんにお集まりいただき、部活動改革に伴う子供たちの持続可能なスポーツ活動の場の構築に向けた意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では様々な視点から御意見や情報が出され、部活動の地域移行に向けて課題の共有が図られたものと考えており、引き続きこうした意見交換会を継続しながら学校、地域、競技団体との共通理解を図り、連携を進め、部活動の地域移行に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、部活動指導に対する地域指導者と教職員間の連携調整の状況についてであります。現在部活動指導員として指導いただいている多くの方は各競技団体に所属しており、部活動の指導並びに中体連等の引率指導に当たっては学校と指導者、競技団体との調整、連携により実施していただいていると認識しております。

最後に、地域指導者の身分保障と謝礼等に関する考えについてであります。部活動指導員の身分は学校教育法施行規則において中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する者と定められております。また、本年度の報酬については、北海道の補助事業であります中学校における部活動指導員配置促進事業実施要領に示された補助単価の上限額を準用し、毎月実績によりお支払いしております。

次に、小項目3、合同部活動の取組と広域地域連携についてお答えいたします。本市の中学校においても部員数の減少や指導教員の不足などから、生徒の興味、関心に応じた部活動の設置や運営に困難な状況が出てきており、一部の部活動では合同部活動を実施しております。本年度の合同部活動の状況ですが、名寄中学校と風連中学校の女子バレーボール部、名寄中学校と名寄東中学校の野球部、風連中学校と智恵文中学校、さらには下川中学校の野球部、名寄中学校と名寄東中学校の女子バスケットボール部において合同部活動が実施されております。広域連携による合同部活動についてですが、さきに述べたとおり、現在も広域でチームを編成している部活動もあることから、その必要性は十分に認識しております。まずは令和7年度までに本市部活動の休日の地域移行に係

る取組を重点的に進めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは大項目2、命と暮らしを守る高齢者支援について、小項目1及び小項目3についてお答えいたします。

最初に、小項目1、高齢ドライバーの運転免許証返納についてお答えいたします。全国では、高齢者の運転操作誤りによる重大事故が大きく報道されていることもあり、名寄警察署管内における免許返納者数は増加の傾向にあります。名寄市交通安全運動推進委員会では、免許を返納された方の歩行時などの安全確保を願って、反射材などの記念品をお渡ししているところでございます。道内で免許返納の推進策を講じている自治体では、バス券など生活の足確保のパターンと返納者に商品券を渡すなどのプレミアムを設けるパターンが見られましたが、多額の費用が必要であることやもともと免許を持たない方との公平性の面で課題があり、多額の費用を要する推進策を講じることは難しいと考えております。他自治体におきましては、車を保有し続けるためにかかるコストとハイヤー等を活用するコストの比較を示すことで免許返納の優位性を知らせることで免許を返納した後の生活を考える機会を設けている事例もあり、このような取組を参考としながら、交通安全担当だけではなく、高齢福祉や公共交通の担当部署とも連携し、高齢者の事故防止に向けて市ができることを模索していきたいと考えております。

次に、小項目3、ごみ出し支援についてお答えいたします。風連地区におきましては、町内会の御協力をいただきながら、ごみステーション及びリサイクルステーションを活用したごみの収集を行っております。ステーション方式による収集は、戸別収集と異なり、各家庭でごみステーションの管理をする必要がなく、例えば鳥獣対策や冬期間においては吹きさらしの中にごみが隠れてしまう

心配をしたり、除雪に影響の出ない管理を行う必要がないなど家庭における利便性がある一方で、ごみステーションまでの運搬など不便な面もあるものと承知しております。高齢福祉サービス等を利用している世帯におきましては、特にごみ出しの困難さがあることから、風連地区に特化せず、全市を対象に令和2年からごみ出し支援事業を開始いたしました。本制度を活用いただくことによりホームヘルパーが代理でごみ出しを実施いただけるようになり、居宅サービス等提供事業者などの協力の下、介護保険サービス等ともうまく連動して活用いただくなど順調に事業が行われており、効果的な生活支援として大変好評をいただいております。本制度は、居宅サービス等提供事業者などの協力によりランニングコストを要さない収集の仕組みを構築しているところですが、ヘルパーを活用していないが、ステーションへのごみ出しが困難な世帯への対応については別な仕組みや基準が必要であることに加え、費用が発生するものと想定されます。現在風連地区町内会連絡会では、今後のごみ出しの仕組みについてどのような方向性を希望するか、各町内会の意向をアンケート方式で取りまとめている最中であると認識しておりますので、今後取りまとめの結果を基に対策を検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 私からは大項目2、命と暮らしを守る高齢者支援について、小項目2、高齢者等の通院や買物等における移動手段確保の方法について申し上げます。

本市における高齢者等を対象とした移動支援サービスにつきましては、外出支援サービス事業として、寝たきりなどで一般交通機関を利用することが困難な方に対して通院や入院時等に市の移送用車両により送迎するサービスを実施しているところです。また、全ての世代の身体障害者手帳をお持ちの方に対して、名寄市障害者（児）ハイヤ

一料金助成事業も実施しております。本事業対象者は、本年11月末現在で685人中510人が65歳以上の高齢者となっているところでございます。議員から御質問の生命維持に直接結びつく通院や買物については、外出支援サービスと介護保険等の訪問介護において実施しております生活支援等において実施しているものと考えております。今後も福祉施策において必要な支援につなげるように努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁といたします。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) それぞれ御答弁をいただきましたので、再度質問させていただきます。

先ほど教職員の働き方改革に伴って授業時数の細かいところまで御答弁いただきました。教育部長からの内容でありました。学校現場、本当に大変なのは重々承知の上で、そして名寄市内の余剰時数ということが単純に余っているということではないということは、それは百も承知の上でこの提案をさせていただいているわけですが、実は下呂市が今年度全6中学校で一斉下校4時半という取組をスタートしたということが報道でも伝わってきておりまして、大きく注目を集めておりました。これは、子供たちの放課後の時間をゆとりのあるものにすることと、そして部活動改革、地域移行というところにもつなぐ、教職員の働き方にもつなぐということの目的で実践されているということでありましたので、ぜひ具体的な中身を研修させていただきたいと思ひまして、会派で行政視察をさせていただきました。実際に行って、担当の課長さんにお話を伺いましたところ、名寄市と大変よく似ている状況だということを確認いたしました。その具体的なところは、名寄市で行われている年間41週、それから年間の総授業時数のところが、夏休み期間が冷涼な気候であるというところで短く設定されていますので、ほぼ同じであるということを確認いたしました。その中で

現在名寄市は、部活動改革の一部でもあると思いますが、部活動、平日週4日で設定されていると思います。1日は部活動以外のことに活動を振り向けるということでの配慮だと思います。休日も土日のどちらかというような形の中で部活動が進められていると思いますが、4日部活動をやるうちの1日を週6時間やるどころ、例えば5時間で放課にして、その後1時間分部活動を早める、その中で生徒のゆとりも生み出す、先生方のゆとりも生み出すということの提案が今回私がお話をさせていただいている内容であるのですが、年間35週と考えますと、35時間あるところでゆとりを生み出すことができるのではないかとというふうに思っているわけですが、この取組の中で単純に判断できるものではないと思います。先ほどの部長のお話の中にもありましたように、それぞれの学校の取組の特徴、教育目標もあります。実践されている特徴もあります。そして、生徒の実態もありますけれども、これは具体的な手だてとして一考に値するのではないかと考えて提案させていただいておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 本当に働き方改革ですとか、それぞれ名寄市の学校教育、学校現場に対する非常に、御提案だなというふうに考えているところでございます。最初の答弁でもお答えさせていただきましたけれども、現状におきましては今決して、議員のほうからもお話ありましており、ゆとりがあるというか、余裕があるという形ではない形で今授業数とか組まさせていただいております。ただいま下呂市の取組等もお話しいただきましたけれども、こういったことも参考にしながらこれからは考えていく必要があるというふうに思いますけれども、少しこの辺についても我々も学校現場のほうとも話してみなければ分かりませんし、当然地域の実情ですとかそれぞれ学校の状況というのもございますから、その辺も考慮しながらここについては取組というか、考え

を少し考えていく必要があるものかなと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 当然のことだと思います。学校現場がとにかく主たる指導の場でありますので、当然のことだと思います。この取組がなぜ下呂市で実現したのかということをお伺いしたときに、令和2年、コロナ禍が深刻な状況になってきました。そして、全国一斉に学校を休まなければいけない時間があつた。その授業時数をどう一年間の中で生徒に保障していくのか、その検討をされた教務主任の方が時間割のやりくりの中でこの手法ができるということをお伺いされたということでありましたので、先ほど教育部長がおっしゃったように、これは学校現場のそれぞれ先生方がどのように受け止められて、そして生徒に対して必要な教育をしっかりと提供される中でどんな判断をしていただくかということであると思いますが、名寄市には教育改善プロジェクト、教育研究所等、しっかりしたつくりもつくっていただいておりますので、ぜひ現場の先生方にこのことを協議いただくような取組を進めていただきたいと思いますのですが、これは教育長にお考えをお伺いしたいと思います。現場の先生方と具体的な手法についての協議の場を持っていただきたいと思います。この教育長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） 教職員の働き方改革につきまして様々な点からの取組を進めていく上での山崎議員からの御提案ということで理解をさせていただきました。山崎議員からの話もありましたとおり、本市におきましては、名寄市の教育改善プロジェクト、このチームの中で先生方がまず主体的にどのように進めていくかということをお伺いしてございまして、名寄スターアクションという取組を先生方の中で決められながら、そ

して各学校にコアチームといたしまして、推進していくチームをつくって、いろいろな取組、例えば校務支援システムを使つたり、それから先ほど山崎議員からお話がありました時間割の編成だとか、そういう見直し作業しながら働き方改革を進めているところでございます。私自身としましては、そうした先生方の主体的な取組ということをお伺いしますが、御提案いただきました下呂市の取組につきましてもこうした事例があるということで、改善プロジェクトの先生方に御紹介をしながら、またそれぞれの実情に応じてよりよい働き方改革の取組ができるようにお話しする機会というのは設けさせていただくように私のほうからも担当者に話をしたいというふうに考えて……今伺って、そうしていきたいなというふうに思いましたので、引き続きそれぞれ、私は見ていませんので、何ともいえませんが、よい実践等がありましたらぜひ御紹介いただきたく、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今後進めていただける部分について受け止めさせていただきたいと思っております。あわせて、やっぱりこの教職員の働き方改革という言葉がどうしても先生方のためのというふうにお伺いしてしまうところがあるように思うのですが、これはもちろん先生方のためだけではなく、子供たちにとって大事な時間を生み出すということにもつながっていると思えます。先生方が疲弊されてしまったときに、子供たちとのやり取りがどうしても淡泊なものになるのではないかと。学校現場で一番大事なものはもちろん教科の指導だったりするわけですが、それだけではなく、公教育の場面では生徒の見取り、生徒をしっかりと包み込む、抱え込むというところの先生方の度量が教育現場を支えております。その点に着目しますと、先生方の心のゆとりはひいては子供たちをしっかりと育てる取組につながっていく

ということも当たり前のことでありますので、その点も踏まえて御検討いただきたいなと思っておりますし、併せて保護者、それから子供たちがこの後どんな考え方を持っていくのかについても学校現場の中で可能な限り吸い上げるような取組をお願いしておきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

あわせて、部活動改革なのですけれども、令和7年、休日の地域移行ということで、ただいま教育部長から御答弁をいただきました。北海道のほうでもまずは休日の部活動地域移行という話も出ておりますが、私も最初はそれで進んでいくことが手順としてはいいのかなというふうには思っていました。が、教職員の立場での指導者の考え方と地域指導者の考え方、関わり方ということを思いましたときに、やはりここまでは休日の地域移行、この後はという区切り目の難しさというのは当然進めてくださっているそれぞれの担当の方が感じておられると思います。先日留萌の中で部活動の検討委員会から市に対して提言があった中には、1番目の提言内容が頭から平日も考慮しての部活動改革を進めるべきであるという内容が盛り込まれておりました。名寄市の今進めていただいているもの、道内でも高く評価されております。いろんなところで名寄の部活動改革、どのようになっていますか、こうなのですよという声も伝わってきますけれども、その部分についての進め方についてはやはり広く伝わっていったところまではいっていないのではないかとこのように思っております。地域の中にどのような周知方法がなされているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 部活動改革についてですけれども、今年度よりNAYOROスタイル部活動改革推進事業といたしまして、部活動指導員の配置ですとか合同部活動のバス移動、さらにはICTを使った部活動の指導などを進めさせて

いただき、取組のほうをスタートさせていただいているかなというふうに思っています。また、当初、議会の中でもお話しさせてもらっていますけれども、大きな課題であったところが部活動改革の周知向上というところが大きな課題であるということをお話をさせていただいておまして、教職員の方々につきましては、やはり今回プロジェクト委員会の中でも相当いろんな検討をさせていただきまして、理解されているなというふうには感じています。学校としてもこれから生徒の活動、それを確保するために本当様々な手法をプロジェクト委員会を通じながら検討していただいているかなというふうに考えているところです。保護者についてもいろいろと文書回したり周知していますし、さらにはやはり今全国的な部活動改革が大きな課題というふうに捉えられておまして、かなりニュース等でも取り上げられておりますから、相当関心が高まっているのではないかとこのように今感じているところでございます。そうしたことからまずは目標に向かって、これ国のほうの目標も設定されておりますので、我々もそこ同様にまずは向かっていきたいというふうには考えているところでございますけれども、なかなかそう簡単にはいかないなというふうにも思っています。先ほどの答弁のほうでもお答えさせていただきましたけれども、競技団体との意見交換会の中で皆さん子供たちのことを本当に考えて、どうしていくことがよいかというふうな共通の思いはすごく持っておられているのですが、ではここからどうするのだというところがなかなか競技団体の中でもやっぱりいろんなお考えがありまして、簡単に進んでいくことではないのかなというふうには感じているところでございます。ただ、そうしたいろんな意見をいただきながら、地域としてこの課題に向けて取り組んでいく必要があるというふうには考えておりますので、今議員からもお話ありましたとおり、この後は競技団体、さらには地域の方々、また保護者などにもいろいろと

参画いただきながら、ここは教育委員会のみならず、スポーツ関係部局も含めて庁内の中でも横断的に、さらには地域としてこの問題に対してどのように関わっていくか、取り組んでいくかをやっぱりここは考えていく必要があるなということはこの間の競技団体の意見交換会を通じて切に思いましたので、そこについてはそのような取組を庁内の中でも進めさせていただきたいというふうに関心しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 今御答弁いただきましたように、競技団体の方からは意見交換の場を設けていただいたということ、自分たちの意見をしっかり出して、その後考える場についての高い評価は伝わってきております。なかなかそういう場があるようではなかったということの受け止めを私自身はさせていただいたところですが、結局保護者というところの世代は当然若い世代の方が多いわけでして、競技団体を担ってくださっている世代は、名寄市内においては区分けでいえば高齢者に当たる方たちが本当に国内、全国大会、そして世界大会にもつながっていくほどの人材育成に携わってくださっています。その方たちにしっかり今名寄市が取り組もうとしている内容を分かっていたら、そして、その方たちの活躍の場、後期計画、生涯活躍プロジェクトも入ってきましたので、活躍していただける場を提供する、活用していただく、その考え方は本当に子供たちの部活動改革というだけではなく、地域のまちづくりにもつながってくるところだと思っておりますので、その部分は今教育部長から御答弁いただきました内容を進めさせていただきたいと思っております。

ここで改めて確認させていただきませんが、この部活動改革、運動部に関わった考え方でいらっしゃるのかどうか。文化系の部活動ももちろんあります。その点ちょっと確認をさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 現在は、どちらかというとこの改革が運動部関係の部活動が先行しておりましたので、この間の競技団体との意見交換会もまずは運動部の部活動を先行させて意見交換会させていただきましたけれども、当然文化部も地域移行ということで示されておりますので、そこについては文化部のほうも進めていきたいというふうに関心しておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 文化部のほうに入るのだと思うのですが、吹奏楽部の保護者からはやはり同じぐらい大事に扱ってほしいという声が届いています。部活動イコールアスリート育成ではないのは当たり前のことですので、集まってレクリエーションをするですとか、名寄東中学校にはボランティア部という地域の福祉に関心を持ちながら活動している子供たちもおりますので、広い意味で今後つないでいただいて、令和8年を目指していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

大項目2のほうに移らせていただきたいと思います。すみません。もう一点部活動のほうで確認させていただきます。広域連携のところですが、先ほどの合同部活動、拠点化ということでの部活動ですが、下川中学校との合同部活動もありました。大きな大会に出場が決まったときに自治体の連携で支援をする状況が生じたときにどんな考え方になるのか、そこを確認させていただきます。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 広域でチームを組んでいる者が大会に参加した場合の支援の仕方ということでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○教育部長（木村 睦君） まだ、例えば今回であれば名寄市と下川町が合同で組んでいるわけですが、当然そういうときにはまず名寄市的には名寄市のほうには今うちの持っている支援策

についてで支援のほうはさせていただきたいというふうに考えておりますが、改めてそういう場合になったときには、当然広域の部活動で組んでいますので、相手側の状況も確認させていただきながら対応策を考えていく必要があるかなというふうに思いますけれども、その場合臨機応変な対応になるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 現段階では今の御答弁でしかないなというふうに私も想像するのですが、部活動とはちょっと離れますけれども、少年団活動におきましてはもう名寄市内の少年団に下川の子が入っている、士別市の子が入っている。逆に名寄市内の子供たちが美深町の少年団に所属して活動している。出ていくところによっては、例えばクロスカントリーの状況では音威子府高校に進学をしていった生徒もいます。そんな状況の中で、やはり今後を想定した自治体間の担当者の連携会議等については先んじて確認をしていただきたいという気持ちがあるのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長(東 千春議員) 木村教育部長。

○教育部長(木村 睦君) 少年団の話はちょっと置いておかせてもらうのですが、部活動については本当に今、部活動改革に対しなのですけれども、大きな課題として大会の在り方というのがすごく大きな課題というか、問題というか、なっています。これは、今すごく揺れ動いているという言い方ないのかもしれませんが、特に中体連の在り方が今すごくどういうふうになるかによって部活動改革の、いわゆる今までは中学校単位で出ていた部活動、中学校単位で出ていたのですが、競技団体でも出られるとか出られないとか、ちょっとその辺の大会の在り方というところが今非常に問題、課題になっているところがございます。この辺の少し状況を見極めながら今後これからの部活動改革についても当然こ

れ研究していかなければなりませんし、意見交換会の中でもその大会の在り方について本当に競技団体の皆さんからも大きな、どうなっているのだということ、すごくいろんな御意見が出ました。本当に大会というのは子供たちの成果を上げるときの発表の場であるし、モチベーションの場でもありますので、そういった面からも大会の動向が少し、状況見極めながら考えていく必要がやっぱりここはあるのかなというふうに思っています。ちょっと広域連携の話になるのですが、どの地域の皆様方も部活動改革についてはやはり大きな課題だとして捉えていまして、様々な教育委員会の中の会議の中においても部活動改革についてどうなっていますかみたいな提案とか意見交換会が結構あるものですから、そういったところ、そういった機会を通じながら今回のような事例について少し協議する場があれば、話していきたいというふうに考えておりますので、御理解のほうよろしくお願ひいたします。

○議長(東 千春議員) 山崎議員。

○3番(山崎真由美議員) 北海道が主催される研修会等に出ていきましたが、やはり今教育部長がお話しされた中体連の在り方、そういうところからの見通しの、現時点ではまだつかみ切れないところの困難さが話題になっておりますけれども、それぞれの自治体の一番実態を知っていらっしゃる方たちに状況を話し合ってもらってところから、現場のほうから仕組みをつくり上げていくということも非常に大事かなと思っております。先日もちょっとお話しさせていただいた北海道の担当者の方、やっぱり現場の声をまず聞きたいのだとおっしゃっていました。それによって国から道に下りてくる、道から各自治体へという予算づけについても具体的なものが見通せるというお話をされておりましたので、ぜひ近隣の市町村にお声かけいただいて、担当者の実態交流から進めていただければなというふうに思っておりますので、あまり時間はないと思ひます。よろしくお願ひしたい

と思います。

それでは、大項目2のほうに移らせていただきます。小項目1と小項目2は関連している部分ありますので、併せて再度質問させていただきますが、先ほど現時点で名寄市で取り組まれている、取り組んでいただいております事例について、事業等について御説明いただきました。その中で利用されている実態については、実数等細かい数字は結構でありますけれども、利用されている状況はどの程度担当部長は評価されておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほど御紹介させていただいたサービスの実態としてどういうふうに評価しているかということでしょうか。先ほど議員からも生命維持に直接結びつく移動に必要な支援というような御質問だったかというふうに思いますが、そういった意味で外出支援サービスにつきましては移動が一般交通機関に乗りしたりすることが困難な方々に対して、市の移送車を委託している、社会福祉協議会さんのほうに委託しておりますので、一定対象になる方についてはそこで対応させていただいているのかなというふうに理解をさせていただいています。ただ、基本的には事前登録制で、対象者も一定基準は決めさせていただいておりますので、誰でもオーケーということにはちょっとならないというふうに思っておりますが、一定の方についてはその対応させていただいているというふうに思っておりますし、買物支援につきましてもいろんな介護保険だとか障がい福祉のサービスの中で必要な方については買物支援ということの形で必要な物品を訪問介護員が購入してお届けするというか、日常生活支援の中で、サービスとして提供するというようなことを行わせていただいておりますので、一定の内容については行わせていただいているというふうに思っております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 対象になる方という言葉がありました。その方たちへの対応についてしっかりやっけていただいているということは受け止めさせていただいております。潜在的に次に対象になりそうな方という捉え方は、どんな捉え方をされておりますでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） かなり幅広いかというふうに思いますが、要介護状態になり得る可能性のある方々というふうになるのかなというふうには思っております。ただ、議員もよくお知りだと思っておりますけれども、例えば要介護状態になった方々についても、ケアマネジャーの方々ににつきましては基本的に自立支援を目標にいろんなケアプランを組まれているというふうに理解をさせていただいております。もちろんできないことのサービスを補うためのサービスというのももちろんあるのですけれども、要介護状態になって、バス停まで歩くことがちょっと困難だとか、近くのお店屋さんまで歩くことが困難だといった場合についてヘルパーさんと一緒にお店屋さんまで一緒に行って、買物に必要な支援を入れていくことで例えばその中でアセスメントをして、必要に応じて訪問リハビリテーションだとかで段差だとか歩く内容だとかを理学療法士やリハビリの方々に評価をさせていただいて、必要な装具だとか必要な福祉用具だとかを介護保険のサービスの中で使っていただいて、例えばサービスを入れなくても御自身で福祉用具とかを使われて、必要な買物に行くだとか通院に行くだとかということを目的、目標にして使われている方もたくさんいらっしゃるというふうにお聞きしていますし、そういうふうな視点でケアプランを組まれているということもケアマネジャーさんから教えていただいている実態もありますので、私としてはもちろん補うサービス、足りない部分を補っていくことが継続す

るという方々については先ほど申しあげました2つのサービスとして継続していかなければならないかなというふうに思っておりますが、一方ではそういう必要になった方については一つのサービスを入れることでできないことをできるに変えて、用具とか入れながら御自身で自立していくというようなことの視点も必要かなというふうに思っております。ちょっと答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 部長の立場で現場のケアマネさんとのやり取りもしっかりしていただいているということを確認させていただいています。全部の方を行政が受け止めるということは当然できないと思っておりますので、そこは御自身でというところの発信が大事になってくると思うのですが、特に小項目1に関わっての運転免許返納については、介護状態には至っていないのですが、どうしても手放すことで行動範囲が狭められる。特に北海道、買物に行くのも遠いので、そういうところで困り感があるという方たちもいらっしゃいます。もっと、この言い方は不適切かもしれませんが、介護の状態になったときにこの方に頼ればいいと、私自身がそういうふうになったときに見通しがはっきり持てる状態になったらむしろ安心できる部分があるのかなと私自身は思ってしまうのですが、そうではないところで高齢にはなっているけれども、自分で頑張らなければいけない、でも不安が大きいというその層の方たちという言い方をさせていただきますが、その方たちへの支援ということについてどのようなサービス提供ができるのかなということをちょっと考えているわけです。それで、返納された後、運転免許証を返納する方ともともと運転免許証を持っていない方との違いはあってはいけませんので、そこでの判断、難しさはあると思いますが、高齢になった方で介護は必要ではないけれども、公共の乗り物を使っただけの移動が難しいというとき

に、来年度からの公共交通の実証実験の少し早い時期、もしくはできれば今年度、令和4年度中に何らかの実証実験を行うことで皆さんの現状把握がアンケート調査よりもより進むのではないかと考えているのですが、その点に関して、予算も関わることで、これは市長にお伺いしてよろしいでしょうか。生涯活躍プロジェクトにもつながっていくところであると思いますので、高齢の方たちが地域の中で活躍する環境を整えるということで、石橋部長がお答えいただけるそうですので、その点についてのお考えを伺わせてください。

○議長（東 千春議員） 石橋総合政策部長。

○総合政策部長（石橋 毅君） すみません。まず、私のほうから1つお答えさせていただければと思います。

公共交通というワードが出てきたものですから、公共交通のイメージというか、整理の仕方として、今御提案、御意見いただいている部分については、大切なことがその原因、それからそのサービスの目的というのをまず明確化していく作業が大切だろうというふうに思っています。公共交通と一緒に言っても、公共交通の活性化協議会で議論しているいわゆる市内の公共交通網というのは非常に重要な幹線の部分をしっかり回すと。その路線をどういう形が一番ベストなのかということも議論していただく。では次に、先ほどお隣町のお話もありましたけれども、そういった部分でいうと、あれは目的でいうと例えば子育て支援という部分での目的なのだろうというふうに思います。今お話しいただいていた部分については、公共交通と個人交通と区分的にいうと2つあると思うのですけれども、公共交通というよりはどちらかというと個人交通、御自宅までというイメージなのかなというふうに思っていますが、そうなったときに現状市内を見るとやっぱりハイヤー、タクシー事業者というのを実際に営業していただいている。こういった方たちとのすみ分けというところ、そこもしっかりつくっていかねばな

らない。目的が高齢者の買物支援ということであれば、これはそういったサービスは具体的に可能なかもしれない。ただ、そのときに現状ある民間事業者で提供しているタクシーを活用したときに金銭的に厳しくて乗れないということであれば、これは生活支援になる。そこの目的をしっかりと整理した上で公共交通という位置づけになるのか、幹線として公共交通があって、目的のサービスをぶら下げる形で構築していくのかということをしつかり議論していかなければならないかなと思っていますので、議員からお話しいただいているのは本当に住みよいまちをつくるための提案、我々もそこ全力で応えていきたいと思っていますので、そういった意味ではそういった原因、目的、しっかりと分析しながら何が一番いいのかということをしつかり落とし込んでいければなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 石橋部長から整理していただいて、話がしやすくなりました。個人交通の部分でやはり必要があるということをしつかり上げているところでありますが、今石橋部長から見通しについても話していただきましたので、今後につないでいただけたところを期待しながら見守りを続けさせていただきたいと思えます。

小項目3のごみ出し支援についてであります、以前からヘルパーさんによるごみ出し支援の実態については、部長のところにも伺って、状況を伺わせていただいております。思ったほど利用がなかったときもあったり、その後利用が頻繁にされるようになったりということも伺っているのですけれども、要介護者ではない、本当に遠くてごみが出せないという方たちが風連の中にいらっしゃるのです。町内会でアンケート調査もされているということですが、これ風連地区を一まとめにして、風連地区はステーション方式ですというふうに判断をすることが厳しい時期に来ているので

はないかなというふうに思うのです。その点に関していかがでしょうか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先ほども答弁させていただきましたが、風連地区では今町内会連合会のほうでアンケートを行っておりまして、ステーション方式のメリット、デメリットだったりと、個別によるメリット、デメリット、先ほど答弁もさせていただきましたけれども、言われましたように、ごみ出し支援サービスを受けられない高齢者の方の利用の部分につきましては風連だけではなくて、智恵文であったりとか、名寄市内も郊外についてはステーション方式になっている部分もありますので、名寄地区だけの問題ではないというふうには捉えておりますので、今回風連のほうで今まとめているアンケートの結果踏まえて、風連地区だけではなくて、全市的な形での状況が反映できるような形で、そこは検討材料にしていきたいと考えておりますので、風連地区だけではなくて、全市的な課題であるというのは認識しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 山崎議員。

○3番（山崎真由美議員） 名寄市全域を見渡した中で、地域ごとにとということであると思えますので、その点実態をしつかり吸い上げていただきたいと思います。森町で触れ合い収集という形で要介護者だけではない75歳以上の高齢者世帯のみの収集も取り組んでいて、併せて声かけをすることで見守りにつながる取組もされているのです。その点について、今後介護が必要な方だけということではなく、進めていただきたいということをしつかり上げて、終わらせていただきます。

○議長（東 千春議員） 以上で山崎真由美議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（東 千春議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

多様性を包容する教育に関わって外1件を、富岡達彦議員。

○1番（富岡達彦議員） それでは、通告順に従い、質問をさせていただきます。

大項目1、多様性を包容する教育に関わって、小項目1、インクルーシブ教育システムの構築について、1つ目、本市におけるインクルーシブ教育システム構築についての基本理念について伺います。

2つ目、教育行政執行方針に記されている特別支援教育の推進について、切れ目のない支援体制の整備を進めていく上で市立大学との連携、特別支援教育コーディネーターの活動、特別支援連携協議会の取組、育ちと学びの応援ファイル「すくらむ」の活用実態などについて、これまでの取組について伺います。

3つ目、本年4月27日、文部科学省から出された通知では、特別支援学校、学級、通級教室などに在籍する生徒は週の半分以上は支援学級で学ぶこととされています。実質的な分離特別支援教育促進の通知とも受け取れますが、インクルーシブ教育推進との矛盾について教育委員会は今後どのように対応されていくのかについて考え方を伺います。国連の障害者権利委員会から週の半分以上を支援学級で過ごすことの通知の撤回の勧告を受けている状況であります。

4つ目、SDGs、持続可能な開発目標の全体テーマである誰一人取り残さないという基本指針にのっとり、特別支援の子供だけではなく、誰一人取り残されないインクルーシブな教育システムの構築の在り方について教育委員会の考え方を伺います。

小項目2、包括的性教育について。基本的人権を学ぶ上でも学校での性教育は子供たち一人一人の人権を保障するために重要な教育であると認識しますが、本市の義務教育における性教育に対す

る教育委員会の考え方について伺います。

2つ目、現行の学習指導要領では、性交や妊娠の経過については取り扱わないという歯止め規定が設けられておりますが、本市の性教育指導ではどのように取り扱っているのかについて伺います。

3つ目、ユネスコから2018年に改訂版が出された国際セクシュアリティ教育ガイダンスには、8つのキーコンセプトが示されています。包括的性教育の実践には欠かせないガイダンスだと思えますが、能動的な学習プロセスにしていくためにどのように活用されているのかについて伺います。

4つ目、2023年度から命の安全教育が本格的に導入をされてまいります。包括的性教育と併せて性暴力や性犯罪、性虐待、デートDV、SNS性被害などから身を守り、また加害者や傍観者にならないためにも大切な教育に位置づけられていると思えますが、どのように推進していくかについて伺います。

小項目3、性の多様性教育と教職員の研修について。昨年的一般質問でも申し上げましたが、性指向、性自認、性表現を示すSOGIEは、全ての人に関わることです。日頃の自身のセクシュアリティを意識していない人もLGBTQなどのセクシュアルマイノリティの人もみんな同じSOGIEの大きな枠組みの中に存在をしています。全市民に係るSOGIEを人権教育や男女平等の観点を含め子供たちの包括的性教育の中でどのように位置づけていくのかについて伺います。

2つ目、行政職員や教職員、保育士、看護師、保健師などの学習やスキルアップにつながる研修について専門的な見地を有する方によるトークイベントやシンポジウムなどを組み合わせた連続プログラムを行っていただくことが有効だというふうに考えますが、それについての見解をお知らせください。

大項目2、パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度の導入に関わって、小項目1、制度導入に向けた検討状況について。昨年の第4

回定例会の一般質問での御答弁では、現状本市においては性的マイノリティーに関する正しい理解と認識など、まだ導入に向けた熟度が高まっている状況ではないと考えており、検討を進める考えには至っておりませんが、今後も国や自治体の動向に注意してまいりたいという御答弁をいただいております。1年が経過して、全国では11月1日現在、245自治体が制度の導入をしております。人口カバー率は60%に達しています。道内では、札幌市、函館市、北見市、江別市が導入をしています。12月1日には、帯広市が導入をいたしました。また、苫小牧市、小樽市が導入に向けた調整に入っております。また、旭川市が検討に入る方向で動き始めております。ダイバーシティインクルージョンが世界先進的な潮流になっている今、学校でのインクルーシブ教育も進んできています。少数者の問題は、翻って多数者の問題でもあります。それらに鑑みますと、パートナーシップ宣誓制度、ファミリーシップ宣誓制度導入への検討に入る必要があると認識いたしますが、現時点での本市の見解について伺います。

以上、この場からの質問といたします。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 富岡議員からは、大項目で2点について御質問いただきました。大項目1については私から、大項目2については市民部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大項目1、多様性を包容する教育に関わって、小項目1、インクルーシブ教育システムの構築について申し上げます。まず、本市におけるインクルーシブ教育システムの構築についての基本理念についてであります。学校においては障がいのある子供が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるため一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援を行うとともに、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築す

ることが求められており、本市においてもこの理念の下、取組を進めているところです。インクルーシブ教育システムを構築するためには、障がいのある子供と障がいのない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことができるよう合理的配慮の提供とそのための基礎的環境を整備する必要があります。このため、本市では学校の基礎的環境整備の充実を図るため特別支援教育学習支援員や看護師、生活支援員の配置やエレベーター、階段昇降機等の設置など、一人一人の障がいの状態に応じた教育環境の整備に努めております。また、学校では、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るため特別支援教育コーディネーターを配置し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、関係機関等と連携した取組を推進しております。さらに、教職員の合理的配慮や基礎的環境整備等に係る理解を深めるため、名寄市特別支援連携協議会や特別支援教育専門家チームを組織し、特別支援教育で大切にしたい事柄を取り上げた研修会の実施や学校を直接訪問しての指導、助言などを行っております。教育委員会といたしましては、今後とも本市の児童生徒や学校の実態等を踏まえ、インクルーシブ教育支援システムの理念の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別支援教育の切れ目のない支援体制の整備に係るこれまでの取組についてであります。まず市立大学との連携については、名寄市立大学の先生に特別支援連携協議会や特別支援教育専門家チームの委員として中心的な役割を担っていただいております。特別支援教育の推進に向け連携協力体制の構築が図られております。特別支援教育コーディネーターの活動については、各学校に配置されている特別支援教育コーディネーターは、校内の教職員や外部の関係機関と連携を図りながら連絡調整を行ったり、保護者等の相談の窓口、担任等への支援等といった役割を担っております。具体的な活動として、校内の教職員や関係機関と

情報交換をすることや保護者からの相談に応じ、保護者の気持ちを受け止めながら理解や協力を求めること、担任等の教員に具体的な支援方法等について助言することなど、校内の支援体制の充実に向けた活動を行っております。特別支援連携協議会の取組については、名寄市立大学の先生を講師に迎え、特別支援教育に係る支援や指導、保護者の支援方法などについて研修会を開催し、児童生徒一人一人の困り感に応じた適切な支援の在り方について理解を深めております。また、特別支援教育専門家チームでは、各学校からの要請を受け、当該学校の教員等に対し学習環境や指導方法等に関する指導、助言を行う巡回相談を随時実施しております。名寄版個別の教育支援計画「すくらむ」の活用実態については、小学校入学時の各学校の入学説明会において内容や活用の仕方などを説明し、特別支援教育への理解と「すくらむ」の利用の促進を図っております。

次に、インクルーシブ教育推進との矛盾についてであります。本年8月22日から23日に国連において障害者権利条約の対日審査が行われ、9月9日に国連の障害者権利委員会から総括所見の公表があり、障がいのある子供の教育について個々の教育上の要請を満たす合理的配慮の保障やインクルーシブ教育に関する研修の確実な実施などについて勧告があり、これに対し、文部科学大臣は多様な学びの場で行われている特別支援教育を中止することは考えていないが、引き続き勧告の趣旨を踏まえてインクルーシブ教育システムの推進に努める旨の発言を行ったと承知しております。本市における特別支援教育については、公教育の立場から国の法令等に基づいて行う必要があります。各学校には学習指導要領等に基づいて適切な教育課程を編成するよう指導しております。したがって、今後も引き続き関係する法令等に基づき対応する考えであり、国の動向を注視しながら個々の児童生徒の状況を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、SDGsの基本指針にのっとり、誰一人取り残されないインクルーシブな教育システムの構築の在り方についてであります。本市はこれまでも誰一人取り残さない教育のため児童生徒一人一人の資質、能力をより一層確実に育むため、切れ目のない支援体制の充実に努めております。例として、特別支援教育の対象の児童生徒だけではなく、教室に気になる児童生徒がいれば、どのような個に応じた支援が必要か、適切かなど、特別支援教育専門家チームからアドバイスをいただき、各学校において個に応じた指導や支援を行ってきております。また、各学校では、生徒指導事例研修会等を適宜実施し、気になる児童生徒についての学習面や生活面での情報を共有し、全教職員で見守り、適切な支援に努めてきております。今後においても、本市の子供たちが誰一人取り残されることなく健やかに成長していけるよう切れ目のない支援体制のさらなる充実などを通して、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念が具体化できるよう取り組んでまいります。

次に、小項目2、包括的性教育についてお答えいたします。まず初めに、義務教育における性教育に対する考え方についてであります。学校における性に関する指導は学習指導要領に基づき児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に、体育科、保健体育科や特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて指導しております。指導に当たっては、学習指導要領に示されている発達の段階を踏まえること、学校全体で共通理解を図ること、保護者の理解を得ることなどに配慮すること、事前に集団で一律に指導する内容と個々の児童生徒の状況等に応じ個別に指導する内容を区別しておくことなど、計画性を持って実施しているところです。また、中学校保健体育の学習指導要領の内容の取扱いでは、妊娠や出産が可能となるような成熟が始まるという観点から受精、妊娠を取り扱うものとし、

妊娠の経過は取り扱わないものとする、また身体の機能の成熟とともに性衝動が生じたり、異性への関心が高まったりすることなどから、異性の尊重、情報への適切な対処や行動の選択が必要となることについて取り扱うものとする」と示されており、各中学校では学習指導要領にのっとり、保健体育の授業において計画的かつ適切に指導しております。

次に、包括的性教育と命の安全教育についてですが、包括的性教育については平成21年にユネスコなどが作成した国際セクシュアリティ教育ガイダンスの中で使用され、身体的な仕組みの知識の教育だけではなく、人権や人間関係、性の多様性、ジェンダー平等、幸福など幅広いテーマを含めた包括的な性教育が必要であるという考え方であると理解しているところです。公の立場から行う本市の学校教育においては、国が示す学習指導要領等にのっとり行う必要があると考えており、人権や性に関することなどについては、学習指導要領を踏まえ、各教科等の指導を中心に教育活動全体を通じて小学校低学年から発達段階に応じた適切な指導を行っているところです。教育委員会といたしましては、今後も国や道の動向を注視しながら各学校において適切な指導が行われるよう指導、助言していく考えであります。

また、命の安全教育については、令和2年6月に性犯罪、性暴力対策強化のための関係府省会議において決定された性犯罪、性暴力対策の強化の方針を踏まえ、文部科学省では全国の学校において推進することとしたものであります。子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため命の貴さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、命を大切に考えることや自分や相手一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身につけることを目指しています。このため、文部科学省では教材及び指導の手引を作成し、各学校の判断により教育課程内外の様々な活

動を通じて本教材を活用し、命の安全教育の趣旨を踏まえた教育、啓発の強化等に取り組むよう各教育委員会に協力を求めているところです。名寄市教育委員会におきましては、国の取組を踏まえ各学校にこれらの教材や手引を活用して適切な指導に努めていただくようお願いするとともに、全ての教職員に当事者意識を醸成するため、学校におけるコンプライアンスの一層の推進を図り、児童相談所や警察など性犯罪、性暴力に知見のある関係機関等と連携を図りながら、命の安全教育の推進に努めてまいります。

次に、小項目3、性の多様性教育と教職員の研修についてお答えいたします。先ほども述べたとおり、公の立場にある学校教育においては、学習指導要領にのっとり教育活動を進めているところであり、人権の尊重、性の多様性を表現するS O G I Eの考え方については、人権や性に関する指導として学校全体で共通理解を図りながら、社会科や家庭科、また道徳や特別活動等の教科等を中心に学校教育全体を通じて児童生徒の発達の段階や実態を踏まえ、保護者や地域の理解を得ながら取り組んでおります。教職員に対する研修については、教職員が人権尊重の精神と命に対する畏敬の念を持って子供たちの指導に当たることができるよう、日常の打合せや職員会議など様々な機会を通じて校長、教頭が指導しておりますし、教育委員会では北海道作成の性の在り方の多様性を理解し、認め合う職場づくりのためのにじいろガイドブックなどを各学校に配付、周知するなどして啓発に努めているところです。今後も教職員に対してはこうした資料や様々な機会を通して人権や性に関して正しい理解が図られ、子供たちに適切な指導ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。本市の職員などに対する研修については、外部講師を迎えての性の多様性をテーマとした研修は実施しておりませんが、職員には多様性についての基本的な知識の習得と、意識の醸成が重要と考えており、今後は北海道市町村職員

研修センターで実施の性の多様性を含むダイバーシティに関する講習などへの参加を促してまいりたいと考えております。また、職員の意識の醸成には社会的な意識や機運の高まりも重要と考えておりますので、国の取組などにも注視してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 私からは大項目2、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度導入に関わって、小項目1、制度導入に向けた検討状況についてお答えいたします。

パートナーシップ制度の導入状況について最新情報を公開しております団体のホームページ状況によりますと、11月30日現在で全国1,757自治体中242自治体で制度が導入されているものと承知しております。また、ファミリーシップ制度については、7月末現在で30自治体で導入しているほか、12自治体ではパートナーシップ制度において希望すれば子の名前を記載できる内容を盛り込んでいるものと承知しております。本市におきましては、昨年の第4回定例会でお答えしましたとおり、性的マイノリティーに関する正しい認識や理解を広げることや関連した悩みを持つ方の相談窓口を周知することを目的に周知のポスターを市公共施設や小学校から大学までの学校施設への掲示や市ホームページに相談窓口の掲載を行っているところでございます。パートナーシップ制度につきましては、市の方向性は昨年度と同じく、制度を設ける考えには至っておりませんが、引き続き人権の視点で性的マイノリティーについての理解拡大に向けた周知等に努めてまいります。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問、順序を変えて、大項目2のほうからちょっと先に進めさせていただきたいか

なというふうに思っております。

様々な検討、取組等、いろいろ市内でも考えられているのかなというふうに認識しているところでございますけれども、総合計画の後期計画の重点プロジェクトに加えられた生涯活躍プロジェクト、こちらのほうには年齢や国籍、性別、障がいのあるなしにかかわらず地域の担い手として参画し、それぞれのライフスタイルに応じた役割や生きがいを持つとともに、生涯健康で活躍できる環境づくりに取り組むとあります。今や多様な人たちの能力が認められて、この名寄の地で発揮していくこと、そういったことを推進していく上でも自治体にパートナーシップ制度、あるいはファミリーシップ制度があるかないかというのは、その自治体の多様性の理解度だとか認知度をはかる指標の一つになっているのかなというふうに考えるところなのですけれども、この制度の導入に関して、名寄市がセクシュアルマイノリティーのみならず、広く多様性を包摂しながら全ての人の人権、尊厳を尊重するまちであるという、この大きなメッセージ性を含めたものを市の内外にアピールしていくということは、非常に大きな意義のあるものだというふうに思っておりますし、今後進められていく総合計画後期計画、一層の厚みのあるものではないかなというふうに考えるところですが、それについての御見解をお聞かせいただければと。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 先日の総合計画の中でも、人権の関係ですとか男女共同参画の中でも答弁させていただきましたが、SDGsの目標の一つであるジェンダー平等実現と同様に多様性の部分含めて誰一人取り残されないというか、まちづくりに取り組めるような状況をつくっていくということが求められてくるというふうに考えております。議員おっしゃるとおり、制度化されているところが年々増えてきているというところで、全国的にはこの制度の認知度というのがすごく上

がってきているということ、それぞれ皆さんもこういった制度があるということでの熟度も上がってきているのかなというふうに考えております。実際にこの制度を実施するに当たっては、様々な行政手続ができるようになるということで、自治体によっては例えば公営住宅の入居の関係であったり、様々な窓口での手続が可能になるということで、自治体によってはそれぞれの自治サービス、そこそこの自治体によってできる、できないものというのがありますけれども、そこも含めて今後、まだ検討には至っていないのですけれども、以前のこういった制度を実施しているところ、先進事例、こういった形で内部での協議であったり、行政サービス、こういったものを対象にしていくのかということも、ここ調査していかねばならないかなというふうに考えておりますし、その前提の上でどうしていくかということも今後決めていきたいなというふうに考えておりますが、現在ではまだ検討までは入っていないというところですが、そういった形が望ましいのか、制度を行うに当たってのそういった調査というのは現在も進めておりますので、そこも含めて進めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 様々な多角的な角度からいろいろと今見詰められながら考えられているということは伝わってくるころなのではけれども、実際現実問題として当事者、パートナーシップですとかファミリーシップ制度を必要とされている方々を試みますと、何らかの理由で転出をしていかなければいけない、そういったときにはやっぱり制度のあるまちへ足を向ける、あるいは制度のあるまちからあるまちへ引っ越しをされるとかというようなことというのも私の耳にも届いているところでございます。パートナーシップ、ファミリーシップ宣誓制度というのは法的根拠はないわけですが、これまで社会の中で一般

の人たちと同じようなものを享受できるということが本来あるべき公平な姿だと思っておりますけれども、合理的な理由がないままに不平等な場面に据え置かれて片づけられてしまったということもあるわけなのですけれども、やはり様々な制度が一般市民と同様に当事者の方々が使えるということは、憲法が保障する基本的人権にものつとる部分なのかなというふうにも考えるのですけれども、その辺に関してどのように考えられますか。

○議長（東 千春議員） 廣嶋市民部長。

○市民部長（廣嶋淳一君） 質問にもありましたけれども、マジョリティーとマイノリティーということで、やはり多数派の意識が大きなものになっていて、マイノリティー、少数派の方の意見が潰されるということはないのですけれども、そういうような状況を変えていくためにも、そういうお互いに気遣ったり、思いやりの気持ちがやっぱり生まれてきて初めてお互いの権利が尊重し合えるというような状況になると思っておりますので、このことを通じてそういったことをぜひ広く周知なり、熟度を高めていくような形での取組に努めたいなというふうに考えております。考え方としては、そういう方向で進めたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 積極的に考えていくのであれば、もうそろそろ検討の段階に入ってもいいのかなというふうに考えるところなのではけれども、9月14日付の北海道新聞、道営住宅入居対象拡大へという記事がございました。それには同性のカップルですとか、あるいは養護施設の退所者を含めた人たち、そういう公営住宅というのは低所得者の方々ですとかいろいろな困難のある方に入居を多様化させていって、困窮者への対策を拡充していくというような狙いがあるのだろうというふうに思うのですけれども、来年からの運用という話でございましてけれども、実際の運用と

いうのは市長に委ねられている部分があって、道は自治体の意向を踏まえながら運用を進めるというような話があります。その中で道営住宅のほうの担当されている建設水道部のほうでは来年度の道営住宅の入居希望者への対象拡大、これについてはどのような形で進められていく予定であるのか、現時点での考え方があれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 公営住宅におけるパートナーシップ制度の適用につきまして、今議員おっしゃられましたとおり、道営住宅では現在住宅確保要配慮者に対する入居条件の拡充に向けて現在調整中であるというふうに伺っております。令和5年2月の公募から4月の入居開始に向けて現在のところ適用が開始となる見込みというふうに私どもも伺っているところではございます。北海道の規定におきましても、そこそこの自治体のパートナーシップ関係であることを証明する書類などにより関係性を確認できる場合につきましては入居者資格を有することを認めるというふうになってございますので、同性カップルに対する行政施策、今のところ地方自治体での取組に限定をされているものですから、公営住宅入居を含めました各種行政サービスに対応させるためにはそこそこの自治体が公的に同性カップルを認めるパートナーシップ制度を導入することが基本条件になるというふうに思っております。したがって、名寄市におきましても市営住宅入居資格を有するためにはこの基本条件、パートナーシップ制度の証明書ですか、が必要になってくるというふうに思っているところではございます。しかしながら、議員おっしゃられましたとおり、公営住宅の第一の目的である住宅困窮者、低額所得者に対しての住宅供給という部分につきましては基本路線は変えない形で、今後将来的にはこのような形で市営住宅が住宅セーフティネットとしての役割を果たしていく必要性はあると思ってい

ございますけれども、いかにせん道営住宅、公営住宅、今のところこのパートナーシップ制度の証明がないと入居できないという形に今私ども判断をしているところでございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 今の段階では制度の導入をされたような仕組みが出来上がった上での入居という形で解釈をさせていただいていいのかなというふうに思っていたところなのですけれども、やはりそうなってきますと、せっかく北海道のほうで道営住宅の入居の対象というのを拡大してきているという状況にあって、名寄市も道営住宅ありますよね。今どれぐらい空き家ってあるのかというのはすぐは分からないかなと思うのですけれども、いずれにしましても入居を希望されている方というものに対してせっかく北海道が門戸を広げてきているという部分があるのであれば、それに応じていくような対応を取っていくことが恐らく行政に対して求められている部分なのではないかなというふうに認識するのですけれども、その辺についてはまた前向きに考えていただければなというふうに思っております。何か御回答があれば、お聞かせをいただければと思いますけれども。

○議長（東 千春議員） 東建設水道部長。

○建設水道部長（東 聡男君） 今議員おっしゃるとおりだと思ってもございますけれども、一方で私どもどうしても入居者の資格要件としてはやっぱり条例に基づきまして、今のところという親族なり事実上婚姻関係にあるものというような規定設けてございますので、ある程度その辺りと同等の基準につきましては設けさせていただいた中で今後の対応していくというところの部分での今考え方としてございますので、御理解いただければと思います。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 今現在の段階ではそういう状況であるということは、理解させていただ

きます。

ここでちょっと市長にお伺いをしたいというふうに思うのですけれども、制度の創設には条例を制定するものですか、あるいは要綱を定めてやるというやり方があると思うのですけれども、条例ですといろんな諸手続もろもろというのがあるのかなというふうに思いますけれども、要綱であれば市長の見解としてこれはやるべきであろうということを手を挙げて言っていただければ、要綱でやるということもできるのだらうなというふうに私は思うのです。というのも現実に要綱で導入をされているという自治体というのも幾つもあるわけなのですけれども、もともと法的な拘束力等はないというものでありますから、男女共同参画条例の基本理念の中にひとつ掲げながら要綱で制度を運用していくということも可能になるのかなというふうに考えております。道営住宅の入居対象の話も今のような回答であるわけですが、これもいい契機になってくるのかなというふうにも思います。道北では、旭川の今津市長がメディアあさひかわ11月号の中で制度の導入を先延ばしせずに、導入に向けて調査、検討を進めたい。反対意見あるのも事実だが、市民の理解を得る努力や環境整備に努めたいというふうに発信をされています。その中で多様性を認めて、地域社会の中で包摂していく姿勢というのを市の内外にメッセージをきちんと発信するという事は、恐らくデメリットよりもメリットのほうが大きいというふうに私は考えるのですけれども、その辺について市長はどのようにお考えになるかお聞かせいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 今般の総合計画の議論の中でも生涯活躍ということで、名寄市における様々な、外国人でありますとか障がいのある方ですとか、いようなそうしたマイノリティーの方だとか、全ての方がこの地域で自分らしく活躍していく、そうした社会の、地域の形成こそが力強いま

ちづくりにつながっていくものと思ひ、重点プロジェクトに加えさせていただいたところでありま。この機運をいろんなところで高めていくということがまず重要だろうというふうに思っています。様々な啓蒙啓発活動を今後も引き続きやっていきたいというふうに思ひます。当然これだけパートナーシップ制度というは自治体の中で取り入れられてきているということでありま。引き続き研究はしていきたいというふうに思ひます。一方で、私としてはやはり家族構成や戸籍に関わる問題でありま。ある意味ではここは国がしっかりと法整備をしてやっていくというのが基本だろうというふうに思ひます。そこを見据えつつ、しかし自治体の中でそうしたマイノリティーの方々が不具合のあることが自治体の中でも生じるということであれば、これはやっぱり対応していかなければならないという問題だと思ひます。公営住宅の例を一つ出していただきましたけれども、そのほかにもどういった事案があるのかということもしっかりと見定めた上で引き続き研究をしていき、必要だということであれば、検討に入っていくということにならうかなというふうに思ひます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。家族の問題、戸籍の問題等々、これは同性婚の問題、あるいは選択制の夫婦別姓の問題等々もいろんなところに波及していく問題なのだろうなというふうには思うのですけれども、制度を導入している自治体の方にお話を……首長さんにもお話を伺ったのですけれども、制度をうちの自治体で導入することによって都道府県や国に対してそういった考えを促していくという、前へ進めていくための一つの大きな原動力にもなっていくだろうというようにも含めて要綱で定めたり、あるいは登録制度にしたりというようにところもあるのですけれども、何もこれは当事者の特別な権利を要求しているわけではなくて、今まで法的な婚

姻者とは同等でないにしても合理的理由なき不平等を被っていたその部分を緩和するのと、やはり憲法が保障する、あるいは名寄でいえば総合計画の中でうたわれているような文言等々の中で置いてきぼりになる少数者が少しでも救われるのであれば、本市が今後開いていくであろう未来、子供たちの未来のあるべき姿にとってもやらない理由はないのではないかなというふうに考えるところです。今ここで恐らく押し問答してもらちの明かない話になるのかなと思いますけれども、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度の導入に向けて今後一層の取組を行っていただくことを強くお願いをしておきたいなというふうに思います。

それでは、大項目1のほうに戻らせていただきます。インクルーシブ教育に関わってでございますけれども、子供たちの個性や特性を尊重しながら一人一人の子供たちに寄り添い、それぞれに合わせた最適化をされた学びの場を提供するためにインクルーシブ教育に多岐にわたる御努力をされているということは、教育部長の答弁の中からもうかがえたところでございます。インクルーシブ教育は、さっきの話にも引っかけますけれども、ハード面、ソフト面も含めて障がいの有無にかかわらず誰もが望めば合理的配慮の下、地域の普通学級で学ぶということを表しているものという部分もあるのかなというふうに思っております。それには様々な御意見もあるでしょうし、今の特別支援学級にいてことで自己の肯定ができたりとか、あるいはそういったところにいることによって学校に通えているという子もいるのかもしれない。また、逆の子供たちもいるのかなというふうにも考えるところなのですけれども、それぞれに合わせた形でインクルーシブ教育の基本的ビジョン、子供も保護者も教職員たちも誰もが生き生きと暮らしていける共生社会の実現、そのための教育であるものというふうに私は認識するのですけれども、連携されている名寄市立大学のほうでも社会保育学科の中でテーマを設定したこどもセミナー

というのを毎年やられております。就学前の児童を対象にしたものになるのかなというふうに思うのですけれども、その辺はやっぱり一連の連携という形の中で幼保から小学校、中学校、高校、大学というところに全て一連の流れとしてインクルーシブ教育というものを取り入れていく必要があるのかなというふうに思っています。今年の11月に開催されたこどもセミナーのテーマが子供が育つ社会、インクルーシブ保育の視点から考えるというのがございました。内容の詳細はさておいて、市立大学の社会保育学科で毎年行われているこのこどもセミナー、これは短大時代から歴史のある取組であるというふうにも伺っております。子供たちが健やかに育っていく上でも、本市の未来に向けてこれは大切な取組だろうというふうにも考えるところなのですけれども、その辺について大学の事務局長はどのようにこれを捉えていらっしゃるか、ちょっと一言お聞かせをいただければと。

○議長(東 千春議員) 水間大学事務局長。

○市立大学事務局長(水間 剛君) 今御質問ありましたこどもセミナーについてですけれども、今富岡議員からお話がありましたように、社会保育学科で毎年度行っているということです。こちらの部分については大学の基本的な目的であります教育や研究の成果を広く地域に還元するというのも重要なのですけれども、このこどもセミナーはうちの大学を卒業して、実際に現場の職場で働いている卒業生などに対するリカレント教育という性質もありまして、当然のことながらそれぞれの卒業生がそれぞれの教員にいろんな自分の現場で働いている部分の悩みやそういった相談があると思いますので、その部分を様々なテーマを取り上げて実際に教育の視点で行っているセミナーということで、こちらの部分については、私どものほうも社会保育学科が行っているこどもセミナーの部分については、事務局というか、大学全体としても支援していきたいということで考え

ております。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 名寄市立大学リカレント教育にも非常に力を入れているという話も伺っておりますし、やはり現場で、実際にもう保育の現場に出られている卒業生の方々といろいろ様々情報を共有していくというのは非常に大事なのかなというふうにも考えるところです。一頃みんな違ってみんないいという言葉がありましたけれども、そこから一步前進をさせていって、違いながらつながっていく子供たちという観点というのが今後必要になってくるのかなというふうに思います。幼保から小中高大と連携したインクルーシブシステムの構築、連携というのが大事になってくるのかなというふうにも思うのですけれども、後期基本計画にも導入されたSDGsをはじめ、名寄市が目指す共生社会の実現にはやはり共に学び、共に生きるということが大事になってくるのかなというふうに私は考えるところです。先日、先月ですか、11月14日に学校の教職員組合のほうからインクルーシブ教育に関してセクシュアルマイノリティーの部分に関してのちょっと勉強会の講師をやってくれと頼まれてまして、1時間担当させていただいたのですけれども、子供たちの置かれている現状、様々ございます。その中でそれぞれの子供たちのニーズに対して子供たち抜きではなくて、子供たちを真ん中に据え置きながら考えていくことというのが恐らく必要になってくると思いますし、来年から導入されるこども基本法の中でもやはり子供の権利ですとか子供の意見表明権というものが重要になってくるのかなというふうに思うのですけれども、このインクルーシブ教育、名寄の地域の中でさらに一步踏み込んで考えていくためには今後何を、どういうふうにつかきどっていくということが必要なのかということ、よろしければ教育長のほうからお考えをお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 岸教育長。

○教育長（岸 小夜子君） インクルーシブ教育の名寄市としての今後の進め方ということでの私の考えというふうに受け止めさせていただきました。名寄市は、もともと教育都市宣言の中できちんと幼稚園から大学まで連携して、そして豊かな学びをして、生涯にわたって学び続ける、そういう人たちを育成していく、育てていくというか、育むまちにしていくという考えでこれまでも取組を進めてきているかというふうに思います。インクルーシブ教育の場合は、本当に障がいのある人もない人も誰もが一人一人がきちんと違いを認め合って、そして助け合いながら共に手を取り合って生活していくというような基本的な考えがあろうかなというふうに思っておりますので、まずは大事なことは、今すぐ富岡議員から伺って、先生方がそういう勉強を自主的にしてくださっているのだということが分かり、逆にうれしく思ったところなのですが、そもそも学校教育においては人権尊重の精神というのが大基盤で、それと生命の尊厳、これを基盤にしながら教育をしていくわけですから、この基盤についてはきちんと踏まえつつ、あとは先ほど話があったように、やはり切れ目のない支援ということが大変大切であるというふうに思いますので、生まれてからずっと社会に出た後もきちんと一人一人の名寄の市民の人たちが自分らしさを発揮して生活、自立していき、そうした環境を教育委員会であれば学校教育と社会教育というサイドの中できちんとできることを考えていきたいなというふうに思います。そのためにもきちんと現状分析をして、今取り組んでいることが果たしていいのかどうかということをやいま一度見直ししながら、きちんといいものは続けていきますし、変えなければならぬところは変えながら取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） ありがとうございます。

とても熱意が伝わってまいったところでもありますし、これまでも名寄市においては行政から現場、学校、そして保護者、子供たちを含めた中で、子供たちを真ん中に据え置きながらも取組というのを恐らくされてきたのだろうなというようなことを感じ取ることができたわけなのですけれども、大阪の大空小学校の、「みんなの学校」という映画になった舞台の学校ございますよね。あそこの初代の校長先生、木村泰子さんですか、がこのインクルーシブ教育も何もそもそも通常学級も特別支援学級もないだろうというような話をされておりまして、学校というのは、あるいは地域社会というのは子供たちが育っていく上で大きな風呂敷で包み込んでいくような、そういう教育スタイルが求められるのだろうというようなことを映画の中からも先生の言葉の中からも受け取らせていただいたのですけれども、ぜひともそういった方向に名寄のこれからのインクルーシブ教育、進んでいっていただけたらありがたいなというふうに思っております。

続いて、包括的性教育の部分に入りたいと思えますけれども、おっしゃられていることは非常によく分かるのですけれども、学習指導要領の歯止め規定を超えて発展的な性教育を行っていくということになると、必ずどこかここから寝た子を起す的な話というのが出てくるというのも常なのかなというふうにも思いますし、実際にそういう発信をしますと、そういった反応を示される方というのもいらっしゃるのかなというふうに思うのですけれども、情報の扱いとか指導要領の妥妥ってやっていくというのは非常に大事なことなのかなとも思うのですけれども、ユネスコですか、あるいはWHOが連携して行った調査によれば、適切な性教育は若者の性行動を早めるどころか、性行動をより慎重化させるという結果も出ているということ、調べましたら出てまいりました。学習指導要領というのは、おおよその教育内容を定めた大綱的な基準であって、記載されてい

ない内容を子供たちに教えることが直ちに違法なことにはならないということが、2011年の東京都七生養護学校心と体の学習裁判の中で東京高等裁判所がそういう判決を下しているところでもあります。もちろん思春期の子供たちということになりますと、一人一人が成長の過程も違いますし、考え方も違うでしょうし、あるいは保護者の方々もいろいろな思いを持たれているのだろうなというふうにも思います。ただ、その中で一定の配慮は必要ということは分かりつつも、自分と他者の命を守り、育て合うという側面から包括的な性教育というのが、大事なビジョンがそこに含まれているのだろうというふうに思うわけですけれども、その辺についての考え方についてお聞かせをいただければと思います。

○議長（東 千春議員） 木村教育部長。

○教育部長（木村 睦君） 議員からは多種多様なところで性に関する指導を行ってもというような御意見だったのかもしれませんが、やはり我々公教育におきましては、繰り返しになるかもしれませんが、学校における性に関する指導につきましては学習指導要領に基づきながら児童生徒が性に関して正しく理解していただき、適切に行動が取れるように、そういったことを目的に体育ですとか保健体育科、特別活動をはじめ学級教育活動全体を通じて指導させていただいておりますので、引き続きながら学習指導要領に基づいて計画的に指導のほうに努めるよう各学校にはお願いしてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 富岡議員。

○1番（富岡達彦議員） 教育の部分というのは、本当に一言では片づけられない、同じ方向では定められない、一方の物差しでは当てはまらないという部分が多々あるのかなというふうにも思います。今後とも一緒にいろいろと考えていくことができたらいいなというふうに考えておりますので、

よろしくお願ひしたいなというふうに思います。インクルーシブ教育と申しますと、やっぱり学校が民主主義を学ぶ場所であるのであれば、先生は指導者ではなくて、支援者の立場であるべきだというふうに私は考えます。その中であらゆる人たちの多様性を包容していくことができるかどうかということが名寄市が持続的な発展を目指していく上で、最適化を求めていく上でこれからすごくインクルーシブの概念というのは重要なキーワードになっていくものというふうに思います。その辺を含めて考えていっていただくことを申し入れて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で富岡達彦議員の質問を終わります。

福祉施策の推進についてを、遠藤隆男議員。

○8番（遠藤隆男議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に従い、順次質問させていただきます。

大項目、福祉施策の推進について、小項目で3点お伺いいたします。まず初めに、小項目の1、地域共生社会について2点お伺いいたします。かつては地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど地域、家庭、職場といった人々の生活の様々な場面において支え合いの機能が存在し、社会保障制度においては社会の様々な変化が生じる過程において高齢者、障がい者、子供などの対象ごとに、また生活に必要な機能ごとに支援制度の整備と支援の充実が図られ、人々の暮らしを支えてきました。しかし、近年では高齢化や人口減少が進み、暮らしにおける人と人とのつながりや支え合いの意識が弱まってきていることからこれらを再構築することが求められ、様々な課題に対応するためにも社会保障や産業などの領域を超えたつながり、地域社会全体を支えていくことがこれまでも増して重要になっていると言われております。地域共生社会とは、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度分野ごとの縦割りや支え

手、受け手という関係を超えて地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すものとあります。本市においても様々な同様の課題もあり、平成24年に第1期名寄市地域福祉計画、令和4年度には第3期名寄市地域福祉計画が策定され、計画の冒頭では地域の中でお互いを支え合い、一人一人が生きがいを持って暮らしていける地域共生社会の実現を目指していかなければならないとあり、また基本目標には市民みんなが安心して健やかに暮らせるまちづくりを掲げられ、住み慣れたこの地域で子供、高齢者、障がい者などの全ての市民がお互いに支え合いながら、自分らしく生きていくための自立と共生の地域づくりを目指していくとあります。そこで、1点目に地域共生社会の実現に向けた本市のこれまでの取組内容及び課題、また本市としては今後どのような地域共生社会の実現を目指し、どのように進められていくのか、お考えをお伺いいたします。

次に、共生型サービスについてお伺いいたします。共生型サービスは、介護保険サービス事業所が障がい福祉サービスを提供しやすくする、また障がい福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした指定手続の特例として平成30年に設けられた制度であり、この特例を活用し、同一事業所において介護保険サービスと障がい福祉サービスの両方を提供することで、障がい者が65歳以上になっても同一事業所を継続利用できるようになり、高齢者、障がい児、障がい者ともに利用できる事業所の選択肢も増え、介護や障がいといった枠組みにとらわれず、多様化、複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することもでき、また地域共生社会を推進するためのきっかけにもなり、人口減少社会にあっても地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができるといったように各地域で発生している課題の解決や掲げている目標の

達成の一助となることも期待され、介護保険、障がい福祉の両方のサービスに共生型サービスの仕組みを導入することにより、高齢者、障がい者、障がい児等の全ての人々に対し、暮らしと生きがいをつくり、高め合う社会、地域共生社会の実現と各地域に地域包括支援体制の構築を目指すものとして施行されております。共生型サービスについては、将来の本市の地域共生社会の実現に向けたさらなる推進へのきっかけとなり、今後必要とされる取組であると考えるところですが、本市の共生型サービスへの考え方についてお伺いをいたします。

次に、小項目の2、福祉的就労の拡充、農福連携の広がりについてお伺いいたします。農福連携は、主に農業と障がい福祉が連携することにより共生社会の推進を図るものであり、障がいがある人にとっては特性を生かし、社会参画と役割、居場所づくりを後押しし、農業分野においては次世代の担い手づくりや遊休農地の活用、産業の維持、発展につながる取組と言われておりますが、農福連携は農業と福祉、障がい者の連携という狭い意味で捉えられがちですが、農の向こうには農林水産業や6次産業などがあり、福の向こうには障がい者だけではなく、高齢者、生活困窮者、触法障がい者など社会的に生きづらさのある多様な人々が包摂されております。2019年6月に発信された農福連携等推進ビジョンでは、農福連携を農業分野における障がい者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として農業だけでなく、様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労、社会参画支援、犯罪、非行した者の立ち直りの支援等にも対象を広げ、捉え直すことも重要であると明記されております。農福連携は、担い手不足が進む農業と就労の問題が課題となっている障がい者を結びつけ、相互の課題解決を目指すだけでなく、高齢者が農業に関わることに可能性が見いだされ、高齢者の農福連携の取組も

期待されています。また、高齢者が農作業をすることには様々な効果を期待ができるとされ、全身を使って作業するためフレイルを防ぎ、健康寿命の延伸にもつながることからも農業を福祉的、医療的に活用する農福リハビリという取組も注目をされております。農業活動には、農産物の生産により生活をしていくための農業、農産物を生産し、対価を得るが、健康づくり、生きがいづくり、社会参加などが目的となる緩やか農業、農産物を生産し、健康づくり、生きがいづくり、社会参加、リハビリテーション、レクリエーションなどが目的となる農的活動の3つに分類されると思いますが、今後は生活の収入を得ることを目的とした農業だけではなく、趣味や生きがいづくりなどとして農業を行ったり、あるいは農業を通じてレクリエーションやリハビリテーションなどにつなげる高齢者による緩やか農業と農的活動の取組も重要になってくるものと考えております。本市においても農業者と障がいのある方や高齢者事業団の方との農福連携、福祉事業所による農福連携は行っておりますが、今後は農福連携の広がりについて、また地域共生社会の実現に向けた施策の一つとして障がい者と高齢者等が一緒に行える緩やか農業や農的活動の取組も必要になってくると考えますが、障がい者と高齢者等が一緒に行える緩やか農業と農的活動について、本市の地域資源活用による可能性を含めたお考えをお伺いいたします。

次に、小項目の3、子供・子育て支援について2点お伺いいたします。まず初めに、障がいのある子供及びその家族に対する交流支援について。令和4年度版障害者白書では、身体障がい、知的障がい、精神障がいの3区分における全国の18歳未満の身体、知的障がい児は29.7万人とされ、また近年の発達障がい児については診断を受けている子供を含め発達障がい傾向にある子供の数も増加傾向にあると言われております。障がいのある子供を持つ保護者にとっては、障がい児を育てる親ならではの不安や悩みを共有する場が少

なく、特にコロナ禍でこれまで利用してきた支援サービスが制限されたり、日常が途絶えたり、親の負担と孤立はますます深刻化しているとも言われております。また、障がいのある子供を持つ保護者からは同じ境遇の家族同士で交流する場が少ない、同じ環境の家族同士の気軽に交流できる場を設置してほしい、同じ境遇の家族と気軽に交流したい、子育てに関する不安を共有したいなどの意見、要望等も多いと言われ、本市においても同様の状況にあるのではないかと感じております。本市においては、子ども・子育て支援事業計画、子育て家庭が支えられるまちの項目にあるように、子供たちとその保護者が心身ともに健康で暮らせるまちを目指し、また障がいのある子供とその保護者や独り親家庭などが不安や悩みを抱え込むことなく安心して暮らせるまちを目指し、情報提供、相談の充実と交流の推進等について取組が行われておりますが、障がいのある子供を持つ保護者への支援として、特に交流支援については不安や悩みを解消する上で最も重要な支援と考えるところですが、本市の子育て交流の推進における障がいのある子供及びその家族に対する交流支援の取組内容及び現状について、また障がいのある子供及びその家族が孤立することなく、生き生きと生活していくための子育て交流支援の在り方についてのお考えをお伺いいたします。

最後に、医療的ケア児及びその家族に対する支援体制等について。身体障がいや知的障がいの有無にかかわらず日常生活を送るために医療的なケアを必要とする子供のことを医療的ケア児とされ、厚生労働省によると2005年の在宅医療的ケア児の推計は約1万人と発表されていましたが、2019年には約2万人と2倍増加し、その存在が知られるようになったと言われております。医療的ケア児の多くは、生後数か月ほどで退院し、在宅医療に移行するため、本来医師や看護師が行う医療的ケアは、医療従事者の指導を受けた家族が行うこととなります。そのため、医療的ケア児を

育児する保護者のうち母親のほとんどが仕事を辞め、24時間つきっきりで子供の介護に当たる状況にあると言われております。医療的ケア児とその家族を取り巻く社会環境は、いまだ多くの問題があり、医療的ケアというものがどういったものかよく知られていないのも現状であります。今後は、そういったことをしっかりと理解した上で、医療的ケア児及びその家族が必要とする支援、また日常生活を支えていく支援体制について考えていくことが重要になってくると感じております。また、医療的ケア児を介護する保護者からは、退院してからの不安、病院から離れる不安、慢性的な睡眠不足、成長への懸念、預け先が見つからない不安、支援申請の煩雑さへの不満等の声も多いと言われ、それらを解消するため2021年6月、医療的ケア児の成長とその家族の負担を軽減することを目的とした法律、医療的ケア児支援法が成立し、同年9月18日に施行されました。本法律により、自治体は保育所や学校などで医療的ケア児を受け入れる支援体制の拡充が求められることになりました。そこで、本市の医療的ケア児及びその家族に対する支援の現状及び支援体制についてお伺いいたします。また、医療的ケア児を介護する家族の不安解消を含めた支援、支援体制の在り方についてのお考えをお伺いいたします。

以上、この場からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） ただいま遠藤議員からは大項目、福祉施策の推進について小項目で3点にわたり御質問いただきました。私のほうから順に答弁させていただきます。どうぞよろしくお伺いいたします。

大項目1、福祉施策の推進について、小項目1、地域共生社会についてお答えいたします。まず初めに、地域共生社会の実現に向けた今後の進め方についてお答えいたします。平成24年度策定の第1期名寄市地域福祉計画の策定以降、今年度よ

り実施となっております第3期名寄市地域福祉計画まで約10年が経過いたしました。計画策定当初より全ての市民が互いに支え合いながら、自立と共生の地域づくりを掲げて取組を進めてまいりました。少子高齢化による人口の減少や価値観の多様化による連帯感の低下など地域福祉の根幹である人と人とのつながりが弱まる昨今におきまして、町内会連合会、民生委員児童委員、社会福祉協議会などと連携しながら市民相互が共助できる体制整備に向けた働きかけを行ってまいりました。地域共生社会の実現に向けては、市民がその中央に立ち、相互の課題を共有し合える福祉の心を醸成していくことが不可欠であり、その体制整備につきましては一日にしてはなし得ないと考えております。今後も第3期名寄市地域福祉計画策定時に社会福祉協議会と合同で実施いたしました市民アンケートで明らかになった課題の解消など、関係機関と連携しながら市民の福祉への意識が向上する取組を進めてまいります。

次に、本市の共生型サービスへの考え方についてお答えいたします。現在障がい福祉サービスや介護保険サービスを実施している事業所において、両方のサービスを提供している事業所を把握しておりますものの、共生型サービスとして実施している事業所は把握しておりません。障がい福祉サービス利用者が高齢となった場合、原則としては介護保険サービスへの移行が必要となりますが、障がいサービス固有のものにつきましては利用を継続できることとなっております。共生型サービス事業所の利用者であれば障がい福祉、介護保険両制度の利用も、それぞれの利用も同一の事業所からのサービス提供が可能となり、利用者の利便性が向上するとともに、サービス提供という貴重な社会資源を有効に利用できる利点があるものと考えております。共生型サービスは、人材確保が困難な地域である本市におきまして、サービス事業所の意向もございますが、人材不足の解消、総合的な介護技術の向上など、地域共生社会を推

進する上で期待される効果もあると考えておりますので、今後も事業所とのネットワークにおいて随時状況等を確認しながら共生型サービスの必要性について研究し、利用者が安心して生活を続けられるよう推進してまいります。

次に、小項目2、福祉的就労の拡充について申し上げます。農福連携は、農業分野では農業従事者が減少、高齢化する中で、新たな働き手として期待されており、福祉分野では動植物や土との触れ合いによって得られるストレス軽減やリハビリテーション効果、働く機会の確保、生きがいづくりなどが評価されております。本市におきましては、名寄市障害者自立支援協議会におきまして障がいの就労の場を確保する観点から農福連携についての事例報告発表や協議などを行っております。障がいの有無にかかわらず、高齢になっても生きがいを持って生活できることは重要であると考えますが、福祉就労として高齢者を雇用する場合の補助金制度や支援制度が十分に整備されておらず、障がい福祉サービス事業所がボランティアとして実施されている現状と把握しております。

緩やか農業と農的活動につきましては、福祉、介護サービス事業所等において障がい者や高齢者が主体的に社会参加活動を行うことにより利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持ち、達成感や満足感を得て、自信を回復するなどの効果が期待される取組の一つであると考えております。農業が基幹産業でございます本市におきまして、今後先進地の事例などを注視しながらその可能性について探ってまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目3、子供・子育て支援について申し上げます。障がいのある子供及びその家族に対する交流支援につきましては、障がいのあるお子さん、発達に困り感があるお子さんがいる場合には家庭児童相談室や基幹相談支援センター等において、情報提供や支援計画の作成など連携しながら相談業務を行っております。支援計画に基づき

こども発達支援センターへの通所となるケースが多くありますが、こども発達支援センターでは年に数回通所する親子が参加できる集団療育や保護者の皆様と療育指導員で茶話会を開催し、情報交換できる交流の場の一つとなっていると考えております。そのほかにも障がいのある子供とその家族に対する交流会を実施している団体がございますので、その情報などを御案内させていただくなど、孤立する家族が出ないように相談ケースに応じた対応を行っております。

次に、医療的ケア児及びその家族に対する支援についてであります。令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立し、同年9月18日に施行され、保育所等におきましても医療的ケア児の支援ニーズや地域支援の状況も踏まえて受入れを可能とする体制の整備が求められております。医療的ケア児の受入れに当たっては、喀たん吸引や経管栄養などの医療行為が必要となることから、看護師の配置や喀たん吸引などの研修を受講した保育士が必要となります。本市におきましても、受入れの際には看護師や特定行為が実施できる保育士の確保が必要と考えております。医療的ケア児を介護する家族の不安解消を含めた支援については、母子保健事業を通して各関係機関と連携し、保護者の意向に寄り添いながら医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援につながるよう努めておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 今それぞれ御答弁いただきましたけれども、ちょっと私の勘違いかどうか知らないですけれども、一番最初の共生社会の実現に向けた本市のこれまでの取組内容と課題というものがなかったような気がするのですけれども、再度よろしいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 先ほども一部ち

よっと答弁させていただいたのですが、議員から御紹介ございました共生型サービスにつきましては、私どもの市内の事業所で、私どもで把握しているのは2か所なのですけれども、介護保険の高齢者に対するサービス事業と障がい者のサービス事業とを両方とも指定を受けている事業所が2か所ほどあるというふうに、訪問介護であるというふうに把握しておりまして、共生型サービスとしてでなくて、障がい者と高齢者のそれぞれのサービスを行える資格というか、実施をできる事業所があるものですから、共生型サービスとしてでなくて、既に高齢者の方に対しても障がい者の方に対してもサービスをできる実施体制が2事業所ほど行えるような状況になっているというふうに把握しておりまして、現在のところ共生型サービスがすぐに必要だということまでの実態にはなっていないのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） すみません。質問が多分私のが届かなかったと思います。一番最初の地域共生社会の実現に向けた本市の取組、全般的な取組というのですか、その部分の内容と全般的な課題という部分、そこの部分が、最初いきなりたしか共生社会の実現を目指した今後の考え方というところに入ってこられたかなと思いたしたので、全体としては今までの取組ですか、あとそれと課題というものをちょっとお聞きできなかったなと思いたしたので、再度よろしければお聞きしたいのですけれども。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） すみません。ちょっと混乱して、大変失礼いたしました。先ほどの地域の状況というところといたしましては、地域福祉計画の中で申し上げましたとおり、先ほど午前中にも東川議員からも御質問いただきましたが、町内会ネットワーク等々において町内会の仕組みを活用させて、御協力いただきながら町内会

の中での地域福祉の取組についてそれぞれ市民の方に取り組んでいただいているかなというふうに思っております。ただ、ここ数年は新型コロナウイルスの関係等々でなかなか苦慮というか、困難な状況にあるなというところで、今後コロナ感染等々を考えながらどういう形に持っていけるのかなというのが課題かなというふうに考えております。

以上です。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) 理解いたします。

では、改めて何点かお聞きをしたいと思えます。では、まず初めに地域共生社会、今取組、また課題の部分について、また今後の進め方については御答弁いただきました。理解させていただきます。この地域共生社会の実現に向けた取組というものは国、道、各自治体で行われていると思えますけれども、特に国としては地域課題の解決力の強化、地域丸ごとのつながり強化、地域を基盤とする包括的支援の強化、専門人材の機能強化、最大限活用といったことを掲げております。先ほどの御答弁でも取組については理解しました。また、地域福祉計画のほうでもうたわっておりますので、理解をいたします。

それで、本市における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の部分でちょっとお聞きしたいと思えます。既存の制度といたしますか、現在の制度では解決が困難な課題とされています8050問題、ダブルケア問題についてなのですが、8050問題は社会問題としてメディアでも多数取り上げられておりますけれども、80代の親が自宅に引き籠もる50代の子供の生活を支えて、経済的にも精神的にも行き詰まってしまう状態のことというふうに言われておりますけれども、行政の支援が行き届かないまま親が要介護状態、あるいは亡くなってしまうことによって一気に生活が成り立たなくなると、最悪の場合子供が誰にも知られることなく死に至ったりとか、また

親が亡くなり、そのまま放置してしまったりとかといったケースもあるというふうに言われております。2019年に発表された内閣府の調査結果によれば、40から64歳のひきこもり中高年者の推計、約61万3,000人に上るとも言われております。今は問題が顕在化しなくても親に万が一のことがあれば、多くのこういった8050世帯が危機的状況になるとも言われております。また、ダブルケア問題は子育てと親や親族の介護を同時に行う状態のことを指しておりますけれども、近年晩婚化や高齢出産化などにより育児と介護のタイミングが重なる人が増えていると、そういった方が増えているとも言われており、その当事者のことをダブルケアラーというふうに呼ばれているそうなのですが、これまで仕事と子育て、仕事と介護の両面が社会問題として取り上げられてきたかなというふうに思うのですが、近い将来こういったダブルケアという問題も大きな問題になるというふうにも言われております。こういった課題が複合化しているいわゆる8050問題、ダブルケア問題について、本市においても近い将来そういった問題を抱える方が増加することも考えられるというふうに思っております。そこで、これらの問題の対応、支援策等については今後どのようにお考えなのかちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 遠藤議員おっしゃるとおり、御指摘の8050問題につきましては、地域包括支援センターや基幹相談支援センターぽつけ、それから社会福祉協議会等々で御相談を受けた場合については必要に応じてケース会議を開催して、情報の共有や対応の連携等々を図りまして、既に何件かそういう相談も寄せられているというふうにお聞きしております。また、名寄市障害者自立支援協議会におきましては、ひきこもりの方々を支援する北海道ひきこもり成年相談センターから講師の方を招いて、ひきこもりの方

の支援方法について研修会や事例検討会等々を行って、関係機関とその内容について共有をさせていただいたりということの学びを深めさせていただいております。また、介護や育児に同時に直面する世帯の支援体制につきましては、今後相談者や必要とする支援や関係機関が多岐にわたるといふふうに思いますので、部内はもとより、関係機関との連携、情報共有に努めて、包括的な支援を行ってまいりたいといふふうに考えております。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） やっぱりこの8050問題、ダブルケア問題というのは、行政だけでは絶対把握することはできません。そういった情報を把握できるのは、午前中の東川議員とのあれもあつたと思うのですけれども、やはり町内会であったり、民生委員さんとのさらなる連携が大事なのかなといふふうにも思います。しかし、町内会において、それも午前中の分が出たと思うのですけれども、町内会未加入者については幾ら町内会でもそういった部分についても把握できないなといふふうに私は感じているのですけれども、また午前中の現在の町内会の加入率、そういうところからみてもやはり本市の人と人のつながりというのは支え合いの意識が若干本当弱まってきているのだなといふふうにも感じたところでもあります。町内会に加入するということは、町内会でのイベント等を通じた人と人のつながりですか、増えてくると思いますし、加入率を上げていくということはやはり地域の中でお互いを支え合って、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向けた一つの策であるといふふうに私は思っておりますので、重ねて加入率向上に向けた取組という部分についてはやっていただきたいなと思うところであります。今後地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の強化という部分されていく上で様々な関係機関との連携もされるといふふうにも伺いましたけれども、様々な問題も発生するとあります。全ての団塊世代が後期高齢者になる20

25年以降ですか、本市においてもそういった問題が発生する、増加する、先ほどの御答弁からも幾つか8050については相談受けているということでありましたので、こういった問題というのは市民全員でやっぱり共有するべきではないかなと私思っております。それで、市民の皆さんと情報共有した上で制度、分野等、そういった縦割りや支え手、受け手といったところを超えた、やっぱり全ての市民がお互いに支え合いながら自分らしく生きていくための自立と共生の地域づくり、あと他人事ではなく、我が事と考える地域づくりというのをぜひ進めていただきたいなといふふうにこれは要望いたします。

次に、共生型サービスの部分についてお伺いをいたします。先ほどの御答弁で2か所実際に行っているところがあるといふふうに言われておりましたけれども、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になることによる、国民の3人に1人が65歳以上ですか。5人に1人が75歳以上になる超高齢化社会、2025年問題、それに伴って介護職員の人材不足、介護サービスの需要過多などが大きな問題になってくるといふふうにも言われております。本市においても同様な状況になるということも考えられます。やはり今後はそういった問題に対するためにも共生型デイサービス、また共生型グループホームといった共生型サービスを考える時期に来ているのではないかなと私考えるところであります。従来障害者総合支援法には、障害者総合支援法の下で提供されるサービスで、自立支援給付に相当するサービスが介護保険で提供される場合、介護保険のサービスを優先的に利用しなくてはならないという介護保険優先の原則が規定されておりますけれども、そのために長い間障害者総合支援法の下でサービスを利用していたにもかかわらず、65歳になると同時に介護保険のサービスへ切り替えなければならないという65歳の壁といふのですか、65歳の壁という問題もありまして、例えば通い慣れたデイサービス

事業所の変更、なじみの訪問介護員の変更などによる利用者の家族の不安、不満だったり、混乱を招いていったことがこういった共生型サービスというのをやっぱり導入することによって介護保険優先の原則にとらわれることなく、65歳以上の壁にぶつかってもこれまでどおりのなじみのサービス事業所といいますか、またなじみの訪問介護員の継続ができるといったようなメリットがあるというふうに思っております。また、事業所にとっても、先ほどの御答弁にもあったと思えますけれども、事業所で行える事業の幅も広がりますし、事業所全体として業務の効率化ですか、そういったメリットもあると言われております。障がいの有無にかかわらず、誰でも一緒に地域の中で暮らしていくことができる共生社会を目指していくことであれば今後さらに求められてくるのではないかなというふうに私思っております。共生社会をやっぱり目指すためには、また同じ障がいの人同士を一つのグループホームで生活するのではなくて、様々な障がいの方や病気の方を抱えている方も一緒に生活を行うことが大事ではないかと、現在そういうふう考えられてもおります。

そこで、お聞きをしたいと思うのですが、年齢や障がいの有無にかかわらず、高齢者と同じ空間で家庭的なサービスを受けられるといった共生型デイサービス、また重度障がいや知的障がい、身体障がいのある方が認知症高齢者の方と一緒に生活を行う共生型グループホームといった共生型サービスについてどのようにお考えなのかをちょっとお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 共生型デイサービスについての考え方の質問だったかというふうに思います。先ほども申し上げましたが、訪問介護サービスでは両方のサービスを実施しているところはあるのですが、現在デイサービス等々では両方のサービスを実施しているところがご

ざいませんで、比較的高齢になった方でも障がいのサービスのほうで継続して実施していただいているというような情報はお聞きしているのですが、議員おっしゃるとおり、本当に高齢になったときに今後どうなるかというようなことは、共生型サービスというのは有効だなというふうに思っております。一部の中では、議員の御紹介のお話の中、富山型デイサービスというのですか、富山県のほうで行われているデイサービスで高齢者の方も障がい者の方も一つのところで実施するというような流れができて、共生型サービスというのは富山型デイサービスが原点になっているというふうにお聞きしております。市内にも幾つかの障がいの者のデイサービスもございますし、高齢者のデイサービスもございます。行く行くは両方のサービスが必要になったときに両方使えるような事業所に対して情報提供も行っていかなければならないというふうに思っておりますし、現行そういう形が法的にはできるというような内容になっておりますので、市としてもそういう御紹介をしていきたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、そういった富山型デイサービスも含めた民間の社会福祉サービスが国のサービスとして取り入れられて、全国的な横展開がされているというのは承知がされていますので、そういう先進事例を市内の事業所等々でまた共有しながら今後も事業を展開してまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 早速調べていただいてありがとうございます。富山型デイサービス、本当にいい取組だなと思っておりますので、ぜひ事業所、民間との連携をしていただいて、本当にそういった形ができればなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。共生型グループホームについても本当に最近注目されているところなので、ここの部分について

誰しもが入居できたり、なじめるとは限りませんが、やはり障がいのある方と認知症の高齢者が一緒に生活を行うことでお互いに支え合ったり、刺激を受けて、ケアの相乗効果が得られるほかにも相手を大切に思う心を育んだり、将来障がいのある子供と認知症になってしまった親と一緒にいたいと思ったときに共に暮らすことができる場所にもなり、これも地域共生社会の実現に向けたさらなる一歩ではないかなというふうに私思っておりますので、ぜひそういったところも含めて、先ほど民間の事業所等々、情報提供、情報交換をしながらそういったところの連携もしていただいて、前向きにこういう取組が進められることを、これを要望いたします。

次、福祉的就労のほう、拡充の部分、農福連携の広がりについてお聞きをいたします。今現在名寄市内においても農福連携の部分されているところは私も一般質問でしたときにもいろいろ伺って、いろいろ承知はしております。これからやっぱり障がい者と高齢者が一緒に行えるような緩やか農業、また農的活動といったものがあるのかなというふうにも思っております。昨年度の3月に一般質問で社会的企業、ソーシャルファームについて質問をさせていただきました。そのときに今後はやはり障がい者は障がい者、高齢者は高齢者といった縦割りの就労支援ではなくて、包括的な支援が必要であり、その壁をなくすことによって働きづらさを抱えている人などの選択肢を増やすことにもつながるというふうに申し上げさせていただきました。本市においては、障がい者福祉施設、グループホームというもの本当に増えて、本市における障がいのある方の就労と生活という部分での環境整備は本当整っておりますので、本市を希望する市外からの利用者というのも増えている状況でもあります。また、今後も本市を選ばれてこられる利用者の方というのは増え続けるのかなというふうには感じております。やはりこの住み慣れた地域に加えて、そうやって本市を選

んできた方、自らの望む地域での自立した生活を営むことができるような生活と就労に対する支援の充実、将来を見据えた対策として、福祉的就労の拡充の部分については今後早めの対策や取組が必要になってくるといふふうに私は考えております。農福連携の広がり推進をしていくということは、やはり障がい者にとって心身や障がいの改善、地域交流促進などの効果があるとともに、これらは高齢者にとっても同様のことでありまして、さらには生活困窮者、生活保護受給者などにも同様の効果が期待されるとも言われておりますので、またこうした人々が社会参画することによって地域の経済や社会を支えることも可能となり、本市の地域共生社会の実現に向けたさらなる一歩になるというふうに私も考えております。また、本市における社会的企業、ソーシャルファームについてはハードルが高いと。なかなか厳しいものであるというふうに認識をしておりますけれども、この農福連携を広げる取組については、それほどハードルは高くないのかなというふうに考えております。しかしながら、障がい者と高齢者、そういった緩やか農業、農的活動ができたとしても、中には土に触れることができない、また農業ができないといった方も間違いなくおります。そういった方のためにやはり農福連携を広げるというところで農産物の加工であったり、販売、飲食事業といった6次産業化ですか、これからは農福商工連携といったことも一つの策ではないのかなと私考えるところであります。農福連携を広げ、農産物の加工、販売、飲食事業などに取り組むことということは多様な人が参加をできますし、多様な役割をつくって交流ができるというふうにも思います。また、障がい者、高齢者、生活困窮者等と共に取り組むということは、その交流によって学ぶこともできますし、また役割を自覚することもできて、刺激にもなるのではないかなと、そういった効果もあるというふうには私は思っております。これは、道内で行われているのは夕張へ取り組ま

れているゆーばり共生型ファームがありますけれども、多分調べていただいたと思うのですけれども、どんなに重い障がいを持っていても生涯地域で暮らせるまちづくり、たくさんの方が集まれる拠点づくり、それを理念に人が集まる場所をつくらうということで、障がい者、障がいを持つ人の働く場所、市民の憩いの場、親子で遊びに来れる場所、高齢者の生きがいづくりの場、サークル活動など、廃校された小学校を活用して取り組まれている事例であります。そこで、ちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、今後は本市においても農福連携をさらに広げた本市独自のそういった福祉的就労及び雇用の場をメインとした人が集まれる拠点づくりができないかなと考えるところなのですけれども、本市のそういった地域資源の活用による可能性、また今後のそういった福祉的就労の場の拡充についてのお考えをお聞かせください。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) 今ほど農福連携の関係について御質問伺いただきました。まず、新聞等々でも御紹介されていたので、御覧いただいたかもしれませんが、私ども先ほどから申し上げております名寄市の障害者自立支援協議会において、農業分野に従事していただいている当事者の方と実際雇用されている方が自立支援協議会の中でそれぞれのお仕事の内容を仕事講座ということで11月1日に御紹介していただいた事例がございまして、その紹介をもってそれぞれの関係者だとか雇用していただいている方とかにどのような課題だとかどのような利点だとかがあって、こういうふうなことの工夫をしているよだとかというようなことを御紹介させていただいている事例を持たせていただいているところでございます。そのほかに、今議員からもお話ありましたように、夕張の共生型ファームにおきましては廃校の場所を使われているということで、近隣でも下川の一の橋にある山びこ学園さんはたしかあそこ元学校

だったというふうに思いますし、かなり古くなりますけれども、剣淵町にございます西原学園さんですか、西原学園さんもたしか学校の廃校跡で行われているということで、それぞれ社会資源を使ってその後の対応をやられているというところもあるというふうに承知しております。市内にも学校の跡地ではないのですけれども、農福連携ということで同じ社会福祉法人さんが作られた作物とかを實際食堂というか、提供されているようなお店が一部出されているように承知しております。市のほうとしましては、そういった内容でどういう御支援をしていけるかということにはちょっと今後課題とさせていただきたいなというふうに思っていますが、市として独自には展開していくというのは難しいかもしれませんが、社会福祉法人さんだとか企業さんだとか民間さんだとかがそれを取り入れる場合については、十分自立支援協議会等や情報いただく中で今後検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長(東 千春議員) 遠藤議員。

○8番(遠藤隆男議員) 当然市独自でやるということはかなりハードルが高くなってしまいますので、やはりこれ民間、そういった福祉事業所さん、いろんなところの連携を取りながら、そういった場合もしやるというふうに手を挙げた方がいれば、市としても支援をするというふうに言っていただきましたので、ぜひそのようにしていただきたいなというふうにも思います。そういった遊休施設利活用について、特に挙げた廃校となった場所を福祉施設として利用する自治体というのは結構多くあるというふうに私思っております。私の地元にも小学校が廃校になったところを老人ホームとして、結構小学校というのは防災上にもいいし、高齢者の方の老人ホームですか、そういったふうにご利用されるというところも多いのかなというふうにも感じております。本市の中に、現在

道の管轄でありますけれども、市内の高等学校の再編統合によって今後使用されなくなる名農キャンパスというのがあると思うのですけれども、その場所、非常に農福連携をさらに広げていく、また共生型のグループホームだったり、デイサービス、またさらには人が集まれる拠点づくりの場としても最適の場ではないかなというふうに私の考えるところなのです。そこで、ちょっと市長にお聞きしたいのですけれども、よろしいですか。名寄市の地域共生社会の実現に向けた取組の一つとしてこのような、私が言いました取組についてちょっと市長の思いを含めたところのお考え、お聞かせいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（東 千春議員） 加藤市長。

○市長（加藤剛士君） 共生型地域社会の構築ということで、午前中でもかなり同じようなというか、根本的にこの地域の共生社会をどう築いていくのか、地域町内会、コミュニティーの在り方ということでいろんな御議論が交わされたものと思います。その中で遠藤議員から、名寄は基幹産業は農業でありまして、ここ、農業ということを切り口として今様々な、高齢者をはじめいろんな方がそこで就労していく、あるいは就労に近い形で物作りを通じて豊かに健康にというような発想というのは非常に興味深いというふうに思いますし、説得力のある内容だなというふうに思います。問題はやはりそれをしっかりと具体的にどう施策に落とし込み、それを具体的にやっていただけるプレーヤーというか、方がしっかりといるかということが問題なのかなとこれ思います。そうした声があれば、ぜひ行政としても積極的に応援、支援をしていきたいと考えます。その中で、産業高校の2キャンパスが空き地になるということで、特に名農のほうのキャンパスが適地だなというお話もいただきました。今後名農キャンパスに関してはこんな利活用の仕方もあるのでないかというように様々な御提案もあるようでありまして、ぜひ

ここはかなり名寄市としても重要な課題として受け止めて、道の基本的には財産ということでありまして、名寄市としても地域の課題や地域をより豊かにしていくためにどういう活用がいいのかということを経験を様々な形で皆さんの御意見を我々もしっかりと受け止めて、北海道としっかり連携をしながら、有効な跡地活用を考えていきたいというふうに思います。一つの貴重な御提言として受け止めていただき、今後の議論の参考にさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ありがとうございます。本当に一つの案として提案させていただきました。なかなかプレーヤーがいないという部分には思います。しかし、将来を見据えてまたいろんな使い方ありますので、その辺しっかりと関係機関と連携をしていただいて、調査研究をして、もしできればなのですけれども、これはやっぱり実現に向けた、そういった私の提案した部分の実現できればなというふうに、この辺もちょっと要望をさせていただきます。

また、今回福祉的就労の拡充の部分において、質問は入れませんでしたけれども、今年の10月に会派で、10月ですが、熊本市の在宅就労支援事業団というところ視察に行かさせていただきました。在宅就労の部分の視察行かせていただいたのですけれども、今後本市においてもそういった福祉的就労を拡充する部分において在宅就労の部分、こういった部分今後考えていかなければならないなという部分であると思っておりますので、これはまた別な機会に改めましてお考えをお伺いしたいなというふうに思います。

次に、子供・子育て支援における障がいのある子供及びその家族に対する交流支援ですか。交流している団体がたしかあるというところで、私もお話をさせていただいたときに……たしかニコニ

コひまわり会だったですか、ニコニコひまわり会、たしかこれは障がい児者家族の会、ボランティア組織というふうなたしか認識しておりますけれども、月1回そういった交流をしていただいているというところで、まだ私の子供が小さい頃といいますか、こういった親の会がまだ幾つかありまして、今は一つに統合されてしまっているのですけれども、本当昔何個かのそういう母親でつくられた会だとか、そういったものがあり、そういった障がい者の交流をしているというような組織がありました。ここ最近本当コロナ禍の影響も受けて、なかなかいろんなイベントもできず、そういった交流の部分も制限されてきたのかなというふうに思っております。本当に障がいのある子供を持つ保護者としては、やはり周りを気にせず子供をたくさん遊ばせたい、同じ境遇の家族と情報交換がしたい、友達になりたいといった思いがあります。本市においては、障がいなどに関する情報提供、相談体制、この部分について確立されているというふうに私は思っております。しかし、様々な情報を得る、また専門的知識を持った方との相談というのは確かに必要であり、重要なのですけれども、やはり障がいのある子供を持つ保護者からすれば、同じ境遇の保護者との情報交換、交流というものが心強く感じて、一番の励みになるのですね。これは私の経験上も感じているところでありますけれども、これはなかなか障がいのある子供を持った親でないと分からない部分でありますけれども、そういうものです。現在本市において障がいのある子供やその家族が同じ境遇のやっぱり家族との情報交換、子供同士が遊べるといった交流の場というものは少ないというふうに感じております。私がつくれるわけでもないですし、なかなか難しいところなのですけれども、それで先ほど出てきたのですけれども、そういったボランティア組織というところもあるのですけれども、そういったボランティア組織等を行政が支援をして、また本市に大学があるわけですから、そういった

部分で連携できればそういうのができるのではないかなと思うのですけれども、まずその前に障がいの有無にかかわらず交流する場というのは共生社会を形成していく上で、本当は障がいもあるものなしも、そういうことは関係なくみんなで一緒に遊べるということが大事なのですけれども、特に子供が小さいうちといいますか、大体小学生ぐらいまでというのはやっぱり子供に障がいがある保護者にとってはほかの子供に迷惑をかけるのではないかなという思いがあります。また、障がいも軽くてもほかの子供と遊ばせていて、物すごく気を遣ってしまう、そういうところもあります。中に障がいがない子供の元気な様子を見るのはつらいなという方もおられます。最終的には、自分や本当に子供がそこに受け入れられるのかなと、そういった本当不安というものが、そういった気持ちが立ってしまって、そういった障がいのない子供たちが遊んでいる場にはなかなか行きづらいというのが現状だというふうに、これも私の経験からそうなのですけれども、ある程度子供が大きくなればそういうことはなくなってくるのですけれども、やはり子供が小さいうち、そういうとき、そういう頃というのは非常に本当不安になります。そういったことから、先ほども言いましたけれども、ニコニコひまわり会ですか、そういったボランティア組織などに対して行政として支援をしていただいて、また学生との連携もしていただいて、小学生以下といいますか、その障がいのある子供とその家族を対象としたレクリエーション的な交流の場、そういったもの拡充することができないかというふうに考えるところなのですけれども、その部分についてちょっとお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(東 千春議員) 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長(馬場義人君) ただいま遠藤議員から障がいをお持ちの御家族同士の交流等々についての御提言いただきました。いろんな方インクルージョンでされるというのももちろん大事だ

というふうに思うのですけれども、議員おっしゃるとおり、障がいをお持ちの親御さん同士でピアカウンセリングというのでしょうか、当事者同士で分かり合えたり、分かってもらえて共感できるというような方が近くにいらっしゃるということで、当事者のお子様もお持ちの親御さんが安心されるというのがきっとあるのだろうなというふうに思っております。市といたしましては、先ほどお話ありました障がいのある子供さんとその保護者の方の団体について一部総合福祉センターを借りていただいたりとか、あと障がい福祉便利帳というのを手作りですのほうで作っているのですけれども、その便利帳の中で団体を御紹介させていただいて、対象と思われるような方々については、その便利帳の中でこういう団体がありますよということで御紹介をさせていただいたりして、その場に入り込めるようなきっかけづくり、市がプラットフォームになって、そこにつなげるというか、つながってもらうことのきっかけづくりをさせていただいているところでございます。今後団体ともやり取りする中で必要な支援等がありましたら取り入れていくこともしていきたいなというふうに思っておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） ぜひそういった団体の方、働きかけていただいて、本当にそういった方に分かるようにちゃんとPRしていただいて、そういった場所をつくっていただくこと本当要望をいたします。コロナ禍で多分遊ぶ場というか、親同士の情報交換が本当にできなかった、3年間ぐらいいましたと思いますので、特にその部分についてはよろしくお願いをしたいと思います。

次に、時間もなくなってきましたので、医療的ケア児及びその家族に対する支援という部分でお聞きをいたします。体制については、看護師の配置とか専門の保育所だったり、その分の配置をされるというところでありましたけれども、今、そ

ういえば名寄市の現状というものでたしかお聞きしたと思うので、その部分入っていなかったもので、ちょっと再度お聞きしていいでしょうか。

○議長（東 千春議員） 馬場健康福祉部長。

○健康福祉部長（馬場義人君） 現状医療的ケアが必要なお子様をお預かりして、対応させていただいているという実態はございません。

○議長（東 千春議員） 遠藤議員。

○8番（遠藤隆男議員） 分かりました。今後医療的ケア児が出た場合の体制というところで先ほど御答弁いただきました。やはり医療的ケアが必要な子供にとってというのですか、とっても例えば学校に通うようになれば、学校というものは教育だとか様々な経験を積むことができるし、心身を成長させる大切な場というふうに思います。また、今後は必要な支援を適切に受けながら自分の可能性を広げるために学び、育つことができるような環境整備というのですか、そういった子がこれから出てこないとも限りません。そういった場合には、そういったところの環境整備についてもしっかりとやっていただきたいというふうに思います。この医療的ケア児を介護するまた保護者からの不安、不満とかいった部分は、しっかりとそういった支援体制、また相談体制というものを確立していただいて、安心して子供を産んで、育てていくことができるような、その部分についても切れ目のない支援を要望いたします。

最後になりますけれども、今回福祉施策の推進について、特に地域共生社会の実現に向けたという部分でお伺いをさせていただきました。住み慣れたこの地域で子供、高齢者、障がい者などの全ての市民がお互いに支え、自分らしく生きていくための自立と共生の地域づくりをするためにも、やはり本市が抱える課題というものはしっかりと市民の皆さんと共有をして、市民の皆さんと共に協働のまちづくりというものを引き続き進めていただくことお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（東 千春議員） 以上で遠藤隆男議員の質問を終わります。

○議長（東 千春議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時59分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 東 千 春

署名議員 富 岡 達 彦

署名議員 三 浦 勝 秀